

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2017年6月23日 |
| 【事業年度】 | 第105期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日） |
| 【会社名】 | 参天製薬株式会社 |
| 【英訳名】 | SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO 黒川 明 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。） |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府大阪市北区大深町4番20号 |
| 【電話番号】 | 06(4802)9322 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務・経理グループ グループマネージャー 水谷 秀崇 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 国際会計基準 | | | | |
|------------------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| | 移行日 | 第102期 | 第103期 | 第104期 | 第105期 |
| 決算年月 | 2013年 4月1日 | 2014年3月 | 2015年3月 | 2016年3月 | 2017年3月 |
| 売上収益 (百万円) | - | 146,260 | 161,831 | 195,291 | 199,096 |
| 税引前当期利益 (百万円) | - | 30,361 | 35,863 | 79,470 | 31,822 |
| 親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円) | - | 19,718 | 24,032 | 53,373 | 23,061 |
| 親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円) | - | 27,169 | 32,446 | 57,373 | 15,879 |
| 親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円) | 167,857 | 187,210 | 211,779 | 260,009 | 253,065 |
| 総資産額 (百万円) | 206,760 | 237,640 | 304,200 | 355,399 | 322,778 |
| 1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円) | 406.29 | 452.43 | 511.14 | 627.78 | 623.06 |
| 基本的1株当たり 当期利益 (円) | - | 47.78 | 58.18 | 128.99 | 56.20 |
| 希薄化後1株当たり 当期利益 (円) | - | 47.63 | 57.93 | 128.41 | 55.99 |
| 親会社所有者帰属 持分比率 (%) | 81.2 | 78.8 | 69.6 | 73.2 | 78.4 |
| 親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%) | - | 11.1 | 12.0 | 22.6 | 9.0 |
| 株価収益率 (倍) | - | 19.2 | 30.1 | 13.1 | 28.7 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 26,686 | 25,386 | 22,525 | 10,843 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 7,847 | 61,709 | 37,052 | 28,201 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | - | 7,954 | 28,960 | 24,066 | 28,657 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 60,237 | 72,397 | 65,923 | 99,798 | 52,282 |
| 従業員数 (名) | 3,050 | 3,072 | 3,230 | 3,463 | 3,667 |

(注) 1 売上収益には、消費税等は含まれていません。

2 第103期より国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

また、移行日および第102期のIFRSに基づいた経営指標等も併せて記載しています。

3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

| 回次 | 日本基準 | | |
|----------------------------|----------|---------|---------|
| | 第101期 | 第102期 | 第103期 |
| 決算年月 | 2013年3月 | 2014年3月 | 2015年3月 |
| 売上高 (百万円) | 119,066 | 148,663 | 161,881 |
| 経常利益 (百万円) | 25,602 | 27,924 | 34,516 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 16,520 | 17,109 | 22,570 |
| 包括利益 (百万円) | 21,728 | 25,378 | 31,278 |
| 純資産額 (百万円) | 165,132 | 181,209 | 204,719 |
| 総資産額 (百万円) | 199,640 | 231,106 | 296,357 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,998.44 | 437.90 | 494.05 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 195.81 | 41.46 | 54.64 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | 195.51 | 41.33 | 54.41 |
| 自己資本比率 (%) | 82.6 | 78.2 | 68.9 |
| 自己資本利益率 (%) | 10.0 | 9.9 | 11.7 |
| 株価収益率 (倍) | 22.7 | 22.1 | 32.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 9,942 | 25,958 | 24,763 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 4,595 | 6,694 | 61,087 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 21,557 | 7,953 | 28,960 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 59,797 | 72,397 | 65,923 |
| 従業員数 (名) | 3,050 | 3,072 | 3,230 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

- 2 第103期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 3 第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第101期 | 第102期 | 第103期 | 第104期 | 第105期 |
|---------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 2013年3月 | 2014年3月 | 2015年3月 | 2016年3月 | 2017年3月 |
| 売上高 (百万円) | 106,647 | 128,718 | 138,432 | 156,117 | 156,968 |
| 経常利益 (百万円) | 26,404 | 29,746 | 33,884 | 30,550 | 30,378 |
| 当期純利益 (百万円) | 17,702 | 19,861 | 22,483 | 51,454 | 24,999 |
| 資本金 (百万円) | 7,080 | 7,264 | 7,383 | 7,695 | 7,792 |
| 発行済株式総数 (千株) | 82,469 | 82,583 | 82,653 | 414,192 | 406,173 |
| 純資産額 (百万円) | 166,203 | 180,598 | 203,211 | 252,151 | 245,358 |
| 総資産額 (百万円) | 194,464 | 219,406 | 286,362 | 334,659 | 299,363 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,011.42 | 436.42 | 490.40 | 607.08 | 602.05 |
| 1株当たり配当額 (円) | 100.00 | 100.00 | 110.00 | 25.00 | 26.00 |
| (うち1株当たり 中間配当額) (円) | (50.00) | (50.00) | (50.00) | (12.00) | (13.00) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 209.82 | 48.13 | 54.43 | 124.35 | 60.92 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | 209.49 | 47.98 | 54.20 | 123.79 | 60.70 |
| 自己資本比率 (%) | 85.3 | 82.1 | 70.8 | 75.1 | 81.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 10.6 | 11.5 | 11.7 | 22.7 | 10.1 |
| 株価収益率 (倍) | 21.2 | 19.0 | 32.2 | 13.6 | 26.5 |
| 配当性向 (%) | 47.7 | 41.6 | 40.4 | 20.1 | 42.7 |
| 従業員数 (名) | 1,903 | 1,878 | 1,899 | 1,891 | 1,844 |

- (注) 1 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しています。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

2【沿革】

1890年、田口謙吉が大阪市東区北浜に田口参天堂を創業し、風邪薬「ハカリ印ヘブリン丸」を発売しました。1899年、当時の東京帝国大学病院の汎用処方为基础にして眼科薬を開発し「大学目薬」の商標で発売しました。これにより社業は飛躍的に伸展しましたので、1914年、田口謙吉と三田忠幸を主たる出資者として合資会社参天堂を設立しました。なお、このときの代表社員は、田口謙吉、三田忠幸の2名でした。

1925年7月、資本金1百万円で参天堂株式会社を設立、同年11月、合資会社参天堂を解散し、その営業権他一切を参天堂株式会社（社長は三田忠幸）に継承しました。

会社設立以降の主な変遷については、以下のとおりです。

| 年月 | 事項 |
|-----------|--|
| 1935 . | 大阪市東淀川区下新庄町（現・東淀川区下新庄）に淀川工場（大阪工場）開設 |
| 1944 . | 本社（東区北浜（現・中央区北浜））を淀川工場敷地内に移転 |
| 1945 . 3 | 営業内容を明確に表示するため商号に製薬の名称を入れ参天堂製薬株式会社に変更 |
| 1958 . 6 | 新たに医療用医薬品発売を契機として商号を参天製薬株式会社と変更 |
| 1963 . 11 | 大阪証券取引所市場第二部上場 |
| 1964 . 4 | 東京証券取引所市場第二部上場 |
| 1970 . 10 | 本社社屋を建設 |
| 1977 . 10 | 東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部上場 |
| 1985 . 1 | 石川県羽咋郡志雄町（現・宝達志水町）に能登工場を開設 |
| 1992 . 5 | 能登工場第2棟を増設 |
| 1993 . 1 | アメリカ・カリフォルニア州・ナパにSanten Inc.（現・連結子会社）を設立 |
| 1996 . 4 | 中国・北京市に北京事務所を開設 |
| | 奈良県生駒市に奈良R&Dセンター眼科研究所（現・奈良研究開発センター）を開設 |
| 1996 . 7 | 滋賀県犬上郡多賀町に滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）を開設 |
| 1996 . 10 | 能登工場第3棟を増設 |
| 1997 . 2 | フィンランド・タンペレ市に医薬品製造会社 Santen Oy（現・連結子会社）を設立 |
| 1997 . 3 | フィンランドの眼科薬メーカー スターを買収 |
| 2001 . 11 | アメリカの眼科医療機器会社 Advanced Vision Science, Inc.（現・連結子会社）を買収 |
| 2002 . 1 | アメリカ・カリフォルニア州・ナパに持株会社 Santen Holdings U.S. Inc.（現・連結子会社）を設立 |
| 2002 . 11 | 奈良研究開発センター北棟を増設 |
| 2003 . 9 | 滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）第2棟が操業開始 |
| 2005 . 9 | 中国・蘇州市に参天製薬（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立 |
| 2008 . 11 | 奈良研究開発センターに製剤開発棟および新付属棟を増設 |
| 2011 . 7 | Santen Holdings U.S. Inc.およびSanten Inc.の本社所在地をアメリカ・カリフォルニア州・ナパからアメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市へ移転 インド・バンガロール市にSanten India Private Limited（現・連結子会社）を設立 |
| 2011 . 10 | フランスの眼科医薬品会社 Novagali Pharma S.A.（連結子会社）を買収 |
| 2012 . 3 | オランダ・アムステルダム市に持株会社 Santen Holdings EU B.V.（現・連結子会社）を設立 Novagali Pharma S.A.の会社形態の変更により、Novagali Pharma S.A.S.（連結子会社）へ変更 |
| 2013 . 3 | 滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）中央棟を増設 |
| 2013 . 4 | Novagali Pharma S.A.S.の社名をSanten S.A.S.（現・連結子会社）へ変更 |
| 2013 . 6 | 本社機能を大阪市東淀川区から大阪市北区へ移転 |
| 2013 . 9 | 中国・蘇州市に参天医薬販売（蘇州）有限公司（現・連結子会社）を設立 |
| 2013 . 10 | ベトナム・ホーチミン市にホーチミン事務所を開設 |
| 2013 . 12 | シンガポールにSanten Pharmaceutical Asia Pte.Ltd.（現・連結子会社）を設立 |
| 2014 . 7 | Merck & Co., Inc.が有する眼科用医薬品およびこれらの製品に関連する権利等一式の譲受け イタリア・ミラノ市にSanten Italy S.r.l.（現・連結子会社）を設立 |

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 2014. 8 | スイス・ジュネーブ市にSanten Switzerland SA (現・連結子会社) およびイギリス・サリーにSanten UK Limited (現・連結子会社) を設立 |
| 2014. 10 | フィリピン・マカティ市にSANTEN PHILIPPINES INC. (現・連結子会社) およびタイ・バンコク市にSANTEN (THAILAND) CO., LTD. (現・連結子会社) を設立 |
| 2014. 11 | マレーシア・プタリン・ジャヤ市にSANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (現・連結子会社) を設立 |
| 2014. 12 | スペイン・マドリード市にSanten Pharmaceutical Spain, S.L. (現・連結子会社) を設立 |
| 2015. 7 | 中国・北京市の北京事務所を閉鎖 |
| 2015. 8 | 参天製薬株式会社の抗リウマチ薬事業をあゆみ製薬株式会社へ承継 |
| 2016. 4 | 大阪市東淀川区に参天ビジネスサービス株式会社 (現・連結子会社) を設立 |
| 2016. 5 | 大阪市東淀川区に参天アイケア株式会社 (現・連結子会社) を設立 |
| 2016. 6 | 香港に参天製薬 (香港) 有限公司 (現・連結子会社) を設立 |
| 2016. 8 | アメリカの医療用デバイス開発会社 InnFocus, Inc. (現・連結子会社) を買収 |
| | 中国・重慶市に合弁会社 重慶参天科瑞製薬有限公司 (現・連結子会社) を設立 |
| 2017. 2 | ロシア・モスクワ市にSANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (現・連結子会社) を設立 |

3【事業の内容】

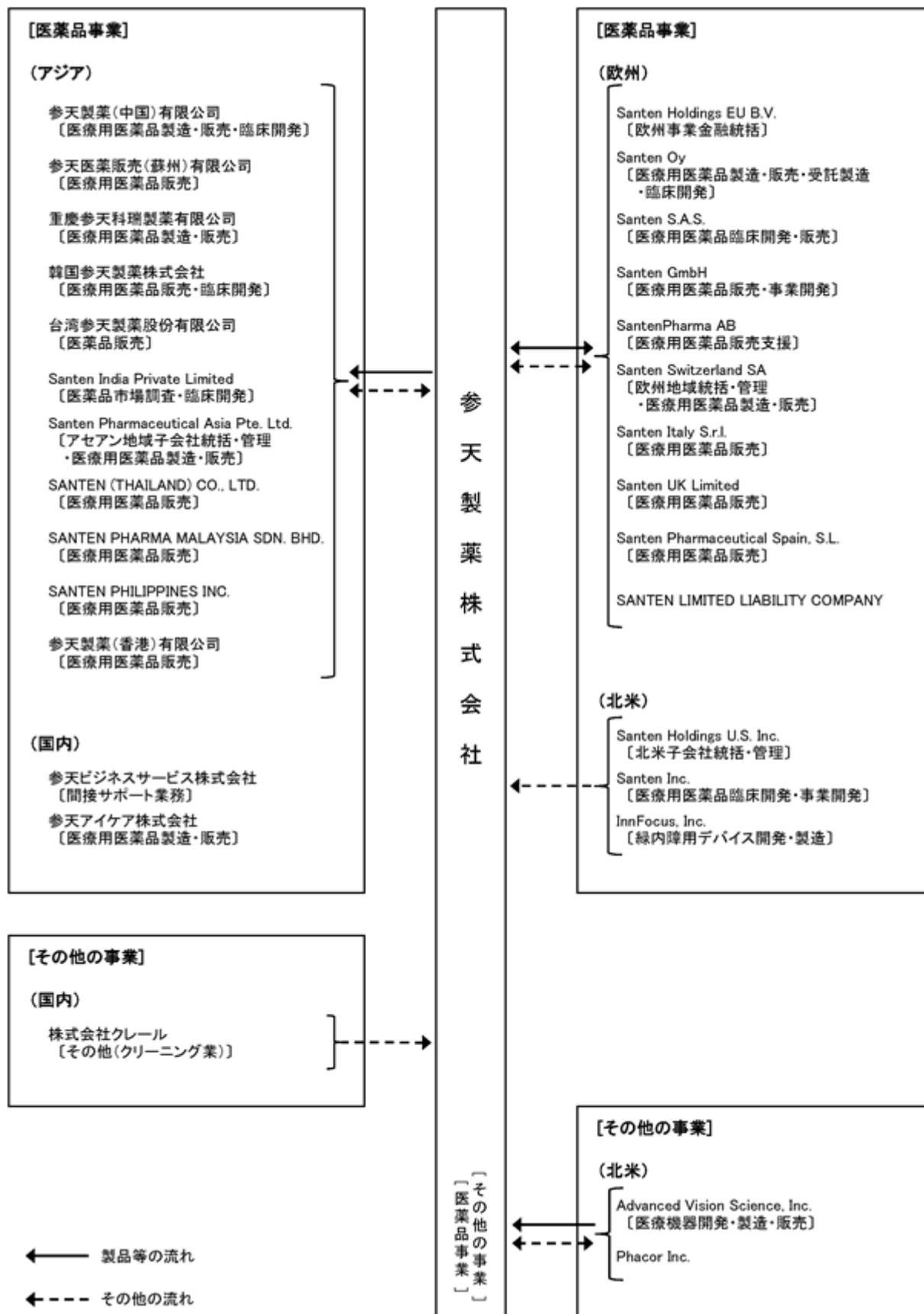
参天製薬グループは、当社と連結子会社29社（期末現在）により構成されており、「医薬品の研究開発・製造・販売を中心とする医薬品事業」を主な事業として取り組んでいます。

参天製薬グループの事業区分および当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

なお、次の2区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一です。

| 事業区分 | | 会社 |
|--------|--------|--|
| 医薬品事業 | 医療用医薬品 | (日本) 当社 参天ビジネスサービス株式会社 参天アイケア株式会社 (欧州) Santen Holdings EU B.V. Santen Oy Santen S.A.S. Santen GmbH SantenPharma AB Santen Switzerland SA Santen Italy S.r.l. Santen UK Limited Santen Pharmaceutical Spain, S.L. SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (アジア) 参天製薬(中国)有限公司 参天医薬販売(蘇州)有限公司 重慶参天科瑞製薬有限公司 韓国参天製薬株式会社 台湾参天製薬股份有限公司 Santen India Private Limited Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. SANTEN (THAILAND) CO., LTD. SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. SANTEN PHILIPPINES INC. 参天製薬(香港)有限公司 (北米) Santen Holdings U.S. Inc. Santen Inc. InnFocus, Inc. |
| | 一般用医薬品 | (日本) 当社 参天ビジネスサービス株式会社 (アジア) 台湾参天製薬股份有限公司 |
| その他の事業 | 医療機器 | (日本) 当社 (北米) Advanced Vision Science, Inc. |
| | その他 | (日本) 株式会社クレール (北米) Phacor Inc. |

以上の事業系統図の概略は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

2017年3月31日現在

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権 の所有 割合 (%) | 関係内容 |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------|--|-------------------------|---|
| (連結子会社) 株式会社クレール | 滋賀県 犬上郡 多賀町 | 百万円 90 | その他 (クリーニング業) | 100.0 | 当社が無塵・無菌服のク リーニングを委託してい ます。 役員の兼任 - 名 |
| 参天ビジネスサー ビス株式会社 | 大阪市 東淀川区 | 百万円 10 | 医薬品 (間接サポート業務) | 100.0 | 当社の間接サポート業務を 委託しています。 役員の兼任 - 名 |
| 参天アイケア株式 会社 | 大阪市 東淀川区 | 百万円 10 | 医薬品 (医療用医薬品製造 ・販売) | 100.0 | 役員の兼任 - 名 |
| Santen Holdings U.S. Inc. | アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市 | 千アメリカドル 24,784 | 医薬品 (北米子会社統括 ・管理) | 100.0 | 北米子会社の統括・管理を 委託しています。 役員の兼任 - 名 |
| Santen Inc. | アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市 | 千アメリカドル 8,765 | 医薬品 (医療用医薬品 臨床開発・事業開発) | 100.0 (100.0) | 当社が医薬品の臨床開発、 医薬学術情報に係る調査分 析および事業開発を委託し ています。 役員の兼任 - 名 |
| Advanced Vision Science, Inc. | アメリカ カリフォルニア州 ゴレタ | 千アメリカドル 10 | その他 (医療機器開発 ・製造・販売) | 100.0 (100.0) | 当社が医療機器を輸入して おり、また当社が医療機器 の研究開発を委託していま す。 役員の兼任 - 名 |
| Phacor Inc. | アメリカ カリフォルニア州 サンルイス オビスポ市 | 千アメリカドル 10 | その他 | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| InnFocus, Inc. | アメリカ フロリダ州 マイアミ市 | 千アメリカドル 2 | 医薬品 (緑内障用デバイス開 発・製造) | 100.0 | 役員の兼任 - 名 |
| Santen Holdings EU B.V. | オランダ アムステルダム市 | 千ユーロ 50 | 医薬品 (欧州事業金融統括) | 100.0 | 役員の兼任 - 名 |
| Santen Oy | フィンランド タンペレ市 | 千ユーロ 20,000 | 医薬品 (医療用医薬品製造・ 販売・受託製造 ・臨床開発) | 100.0 (100.0) | 当社が医薬品の輸出入、医 薬品等の臨床開発および販 売活動の委託ならびに製造 販売権を付与しています。 役員の兼任 - 名 |
| Santen S.A.S. | フランス エブリー市 | 千ユーロ 1,976 | 医薬品 (医療用医薬品 臨床開発・販売) | 100.0 (100.0) | 医薬品の臨床開発を受委託 しています。 役員の兼任 - 名 |
| Santen GmbH | ドイツ ミュンヘン市 | 千ユーロ 25 | 医薬品 (医療用医薬品販売 ・事業開発) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| SantenPharma AB | スウェーデン ストックホルム市 | 千スウェーデン クローナ 500 | 医薬品 (医療用医薬品 販売支援) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| Santen Switzerland SA | スイス ジュネーブ市 | 千スイスフラン 2,000 | 医薬品 (欧州地域統括 ・管理・医療用医薬品 製造・販売) | 100.0 (100.0) | 当社が欧州地域統括・管理 の委託および製造販売権を 付与しています。 役員の兼任 - 名 |

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権 の所有 割合 (%) | 関係内容 |
|--|-------------------|---------------------------|---|-------------------------|--|
| Santen Italy S.r.l. | イタリア ミラノ市 | 千ユーロ 10 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| Santen UK Limited | イギリス サリー | 千ポンド 2,300 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| Santen Pharmaceutical Spain, S.L. | スペイン マドリード市 | 千ユーロ 3 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY | ロシア モスクワ市 | 千ルーブル 10 | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| 参天製薬(中国) 有限公司 | 中国 蘇州市 | 百万円 3,800 | 医薬品 (医療用医薬品製造 ・販売・臨床開発) | 100.0 | 当社が医薬品等を輸出し、 医療用医薬品の中国での製 造販売権を付与していま す。また当社が臨床開発を 委託しています。 役員の兼任 - 名 |
| 参天医薬販売 (蘇州)有限公司 | 中国 蘇州市 | 千元 35,000 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| 重慶参天科瑞製薬 有限公司 | 中国 重慶市 | 千元 200,000 | 医薬品 (医療用医薬品製造・ 販売) | 49.0 (49.0) | 役員の兼任 - 名 |
| 韓国参天製薬 株式会社 | 韓国 ソウル市 | 千韓国ウォン 29,000,000 | 医薬品 (医療用医薬品販売 ・臨床開発) | 100.0 | 当社が医薬品等を輸出して おり、また当社が販売活動 および臨床開発を委託して います。 役員の兼任 - 名 |
| 台湾参天製薬股份 有限公司 | 台湾 台北市 | 千台湾ドル 42,000 | 医薬品 (医薬品販売) | 100.0 | 当社が医薬品等を輸出して います。 役員の兼任 - 名 |
| Santen India Private Limited | インド バンガロール市 | 千インドルピー 48,500 | 医薬品 (医薬品市場調査 ・臨床開発) | 100.0 (0.1) | 当社が医薬品の市場調査お よび臨床開発を委託してい ます。 役員の兼任 - 名 |
| Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. | シンガポール | 千シンガポール ドル 20,500 | 医薬品 (アセアン地域子会社 統括・管理 ・医療用医薬品製造 ・販売) | 100.0 | 当社がアセアン地域子会社 統括・管理の委託、医薬品 等の輸出および製造販売権 を付与しています。 役員の兼任 - 名 |
| SANTEN (THAILAND) CO., LTD. | タイ バンコク市 | 千タイバーツ 110,000 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. | マレーシア スパン・ジャヤ市 | 千マレーシア リングギット 4,000 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| SANTEN PHILIPPINES INC. | フィリピン マカティ市 | 千フィリピン ペソ 43,309 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |
| 参天製薬(香港) 有限公司 | 中国 | 千香港ドル 600 | 医薬品 (医療用医薬品販売) | 100.0 (100.0) | 役員の兼任 - 名 |

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

2 Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Oy、参天製薬(中国)有限公司、重慶参天科瑞製薬有限
 公司、韓国参天製薬株式会社およびSanten Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.は特定子会社です。

3 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。

4 有価証券届出書および有価証券報告書を提出している子会社はありません。

- 5 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。
- 6 重慶参天科瑞製薬有限公司の「議決権の所有割合」は出資割合のことであり、また、出資者である参天製薬（中国）有限公司が議決権の過半数を有することから連結子会社としています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------|
| 医薬品事業 | 3,485 |
| その他の事業 | 182 |
| 合計 | 3,667 |

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与(千円) |
|---------|--------|--------|------------|
| 1,844 | 42歳0ヶ月 | 15年6ヶ月 | 8,125 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------|
| 医薬品事業 | 1,764 |
| その他の事業 | 80 |
| 合計 | 1,844 |

(注) 1 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

当社は、参天グループ従業員組合を組織し、事務所を大阪市東淀川区下新庄に置く単一組合で、現在無所属であり、自主的に活動しています。また、Santen Oy(連結子会社)や参天製薬(中国)有限公司(連結子会社)においても、労働組合が組織されています。労使関係は良好で、相互によく理解し協調の実をあげています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

業績の状況

(ア)コアベース()

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 対前年度増減率 |
|--------|---------|---------|---------|
| 売上収益 | 195,291 | 199,096 | 1.9% |
| コア営業利益 | 43,067 | 39,687 | 7.8% |
| コア当期利益 | 29,163 | 28,688 | 1.6% |

[売上収益]

前連結会計年度と比べ1.9%増加し、1,991億円となりました。

主力の国内医療用医薬品事業において継続的に伸長するとともに、円高の影響は受けましたが、EMEA(ヨーロッパ、中東およびアフリカ)・アジアにおいても、当社製品は順調に市場浸透しています。事業別の状況は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 国内 | | 海外 | | 合計 | |
|----------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 金額 | 対前年度増減率 | 金額 | 対前年度増減率 | 金額 | 対前年度増減率 |
| 医薬品事業 | 142,439 | 2.3% | 53,584 | 0.4% | 196,023 | 1.8% |
| 医療用医薬品 | 130,018 | 1.4% | 53,451 | 0.3% | 183,469 | 1.1% |
| うち眼科薬 | 129,594 | 4.4% | 52,265 | 8.0% | 181,859 | 5.4% |
| うちその他医薬品 | 424 | 31.3% | 1,186 | 75.8% | 1,610 | 70.8% |
| 一般用医薬品 | 12,421 | 13.8% | 132 | 52.6% | 12,553 | 14.1% |
| その他の事業 | 2,919 | 10.0% | 154 | 84.3% | 3,073 | 12.3% |
| 医療機器 | 2,514 | 8.2% | 22 | 69.0% | 2,536 | 5.9% |
| その他 | 404 | 22.5% | 132 | 923.8% | 537 | 56.5% |
| 合計 | 145,358 | 2.5% | 53,738 | 0.6% | 199,096 | 1.9% |

(注) 各セグメントの売上収益は、外部顧客に対する売上収益を表しています。

(医薬品事業)

<医療用医薬品>

国内

前連結会計年度と比べて1.4%増加し、1,300億円となりました。各疾患領域の主力製品の売上推移は次のとおりです。

・緑内障・高眼圧症治療剤領域

| | |
|-------------|-----------------------|
| 「タプロス点眼液」 | 96億円(対前年度増減率 + 4.6%) |
| 「タプコム配合点眼液」 | 23億円(対前年度増減率 + 63.4%) |
| 「コソプト配合点眼液」 | 114億円(対前年度増減率 + 1.4%) |

・角結膜疾患治療剤領域

| | |
|-----------|------------------------|
| 「ヒアレイ点眼液」 | 119億円(対前年度増減率 18.2%) |
| 「ジクアス点眼液」 | 110億円(対前年度増減率 + 24.1%) |

・抗アレルギー点眼剤領域

| | |
|------------|------------------------|
| 「アレジオン点眼液」 | 122億円(対前年度増減率 + 29.0%) |
|------------|------------------------|

・網膜疾患治療剤領域

| | |
|----------------|------------------------|
| 「アイリーア硝子体内注射液」 | 452億円(対前年度増減率 + 12.9%) |
|----------------|------------------------|

海外
EMEA

円換算ベースで前連結会計年度と比べ11.5%増加し、285億円、為替影響を除いた成長率は25.0%となっています。医薬情報提供などの普及促進活動に注力し、緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」、「サフルタン」、「タブティコム」、「コソプト」、「トルソプト」、角結膜疾患治療剤「アイケルビス」が市場に浸透しています。

アジア

円換算ベースで前連結会計年度と比べ4.3%増加し、235億円となりました。

円高の影響を受けましたが、為替影響を除いた成長率は18.7%となっており、「ヒアレイン」、「クラビット」等主力品の普及促進活動の展開により、中国を中心に韓国、アセアン諸国において高い成長率を維持しています。

< 一般用医薬品 >

前連結会計年度と比べ14.1%増加し、126億円となりました。

インバウンド需要の取り込みに加え、新「サンテメディカルシリーズ」、「ソフトサンティアシリーズ」などの販売促進活動を中心に展開しています。

(その他の事業)

< 医療機器 >

前連結会計年度と比べ5.9%増加し、25億円となりました。

高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティ」シリーズの普及促進活動に引き続き注力しています。

< その他 >

その他の売上収益は5億円となりました。サプリメント製品の販売によるものと株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

[コア営業利益]

売上総利益は、前連結会計年度と比べ17億円増加し、1,241億円となりました。売上原価率は、前連結会計年度と比べ0.4ポイント増加し、37.7%となりました。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べ23億円増加し、617億円となりました。米メルク社の眼科製品の譲受けに伴い、販売活動に関する費用が増加したことなどによります。

研究開発費は、後期臨床パイプラインが進捗し、前連結会計年度と比べ28億円増加し、228億円となりました。

以上により、コアベースでの営業利益は、前連結会計年度と比べ7.8%減少し、397億円となりました。

() 参天製薬グループではIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益および費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益および費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。

- ・ 製品に係る無形資産償却費
- ・ その他の収益
- ・ その他の費用
- ・ 金融収益
- ・ 金融費用
- ・ 販売費及び一般管理費のうち企業買収に係る一過性費用

(イ) IFRS (フル) ベース

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 対前年度増減率 |
|------|---------|---------|---------|
| 売上収益 | 195,291 | 199,096 | 1.9% |
| 営業利益 | 80,180 | 32,479 | 59.5% |
| 当期利益 | 53,373 | 23,054 | 56.8% |

[売上収益]

コアベースの売上収益から調整はありません。

[営業利益]

売上総利益についても、コアベースから調整はありません。

IFRS (フル) ベースの販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べ28億円増加し、622億円となりました。コアベースの販売費及び一般管理費に加え、InnFocus, Inc. (以下、InnFocus社) の買収に伴う一過性の費用が5億円発生しました。

研究開発費は、コアベースから調整はありません。

製品に係る無形資産償却費は、64億円となりました。これは主に、米メルク社から2014年に譲受けた眼科製品に関する無形資産、ならびに2015年より欧州で販売を開始した「アイケルビス」に関する無形資産の償却によるものです。

その他の収益は、前連結会計年度を445億円下回る5億円となりました。これは、前連結会計年度に抗リウマチ薬事業のあゆみ製薬株式会社への承継に伴う一時的な収益が445億円発生したためです。その他の費用は7億円となりました。

これらにより、IFRS (フル) ベースの営業利益は、前連結会計年度と比べ59.5%減少し、325億円となりました。

[親会社の所有者に帰属する当期利益]

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度と比べ56.8%減少し、231億円となりました。売上収益に対するその比率は、11.6%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

| | 前連結会計年度 (百万円) | 当連結会計年度 (百万円) | 増減額 (百万円) |
|----------------------|------------------|------------------|--------------|
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 22,525 | 10,843 | 11,682 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 37,052 | 28,201 | 65,253 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 24,066 | 28,657 | 4,590 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | 99,798 | 52,282 | 47,515 |

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、108億円の収入(前連結会計年度は、225億円の収入)となりました。これは当期利益が231億円、減価償却費及び償却費が99億円および法人所得税費用が88億円などありましたが、法人所得税の支払いが239億円、営業債権及びその他の債権の増加が55億円および棚卸資産の増加が41億円あったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、282億円の支出（前連結会計年度は、371億円の収入）となりました。これはInnFocus社の買収に伴う子会社株式の取得による支出が191億円、無形資産の取得による支出が54億円および有形固定資産の取得による支出が41億円あったことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、287億円の支出（前連結会計年度は、241億円の支出）となりました。これは長期借入れによる収入が30億円ありましたが、自己株式の取得による支出が124億円、配当金の支払いが108億円および長期借入金の返済による支出が95億円あったことなどによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末と比べ475億円減少し、523億円となりました。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（のれんの償却）

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が817百万円減少しています。

（研究開発費の資産計上）

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が3,141百万円減少しています。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（のれんの償却）

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が734百万円減少しています。

（研究開発費の資産計上）

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が210百万円減少しています。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び商品仕入実績

当連結会計年度における生産実績および商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

生産実績

| セグメントの名称 | 金額(百万円) | 対前年度増減率(%) |
|----------|---------|------------|
| 医薬品事業 | 136,342 | 14.0 |
| 医療用医薬品 | 122,341 | 14.9 |
| 一般用医薬品 | 14,001 | 6.6 |
| その他の事業 | 3,627 | 44.4 |
| 医療機器 | 3,540 | 43.0 |
| その他 | 87 | 150.4 |
| 合計 | 139,969 | 14.6 |

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれていません。

商品仕入実績

| セグメントの名称 | 金額(百万円) | 対前年度増減率(%) |
|----------|---------|------------|
| 医薬品事業 | 44,743 | 3.8 |
| 医療用医薬品 | 44,743 | 3.8 |
| 一般用医薬品 | - | - |
| その他の事業 | 346 | 27.5 |
| 医療機器 | 262 | 36.2 |
| その他 | 85 | 25.3 |
| 合計 | 45,090 | 3.4 |

(注) 金額は仕入価格によっており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

参天製薬グループは販売計画、在庫状況を基礎として生産計画を立案し、これによって生産を行っていますので受注生産は行っていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

| セグメントの名称 | 金額(百万円) | 対前年度増減率(%) |
|----------|---------|------------|
| 医薬品事業 | 196,023 | 1.8 |
| 医療用医薬品 | 183,469 | 1.1 |
| 一般用医薬品 | 12,553 | 14.1 |
| その他の事業 | 3,073 | 12.3 |
| 医療機器 | 2,536 | 5.9 |
| その他 | 537 | 56.5 |
| 合計 | 199,096 | 1.9 |

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しています。

2 最近2連結会計年度における、主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) | 金額(百万円) | 割合(%) |
| 株式会社スズケン | 37,592 | 19.2 | 38,506 | 19.3 |
| 株式会社メディセオ | 30,850 | 15.8 | 31,411 | 15.8 |

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

参天製薬グループは、社名の由来でもある「天機に参与する」を基本理念とし、目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たしてまいります。

(2) 経営環境

先進国においては少子高齢化が加速、新興国・発展途上国においては中間層が拡大し医療ニーズが増大しています。日本国内では、薬事行政による薬価改定、後発品促進策があり、厳しい経営環境が続く一方、一般用医薬品・サプリメント等医療周辺産業の規制緩和が進み、再生医療、個別化医療、セルフメディケーション推進といった医療における新しい流れも出てきています。

参天製薬グループが注力するグローバル眼科薬市場は、全体では、主に網膜・ドライアイ・緑内障領域が牽引し、引き続き成長しています。特に米国・アジアでは高い成長率を維持しています。国内は薬価改定圧力、後発品普及方針の公示等により、市場成長は鈍化傾向にあります。

このような複雑化する環境のなかで、参天製薬グループでは、以下の中期経営計画の実行を推進しています。

(3) 中期経営計画について

参天製薬グループは、基本理念の実現に向けて、2020年に向けた長期的な経営ビジョン（以下、長期ビジョン）を掲げ、世界中の一人でも多くの患者さんの健康の増進に貢献するために、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」を目指します。さらに、長期ビジョンの実現に向け、より具体的な取り組みを進めるために、2014年度から2017年度までの4ヵ年の中期経営計画（以下、2014-2017年度 中期経営計画）を策定し、以下の3つの基本方針を主たる対処すべき課題として取り組んでいます。

- () 持続的成長を可能とするための製品創製への変革、生産性向上の実現
- () アジア・欧州での事業成長および新規市場参入によるプレゼンスの向上
- () 持続的な成長を実現するための人材育成および組織構築

2017年度は2014-2017年度 中期経営計画の最終年度として、既存事業における収益最大化と将来成長のための先行投資のバランスをとりながら、さらなる事業基盤強化に取り組んでまいります。加えて、長期ビジョンの実現に向け、2018-2020年度を対象期間とする次期中期経営計画の策定を鋭意進めてまいります。

2018年3月期 業績予想

| | |
|--------|---------|
| 売上収益 | 2,180億円 |
| コア営業利益 | 440億円 |
| コア当期利益 | 312億円 |
| コアROE | 12.3% |
| 研究開発費 | 250億円 |
| 配当性向 | 39.3% |

4【事業等のリスク】

当連結会計年度末現在において判断した将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。

(1) 外的環境要因

<医薬品行政の動向>

医療用医薬品部門については、日本ならびにその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。日本国内の薬価改定については、現在予測可能な範囲に限り、その影響を業績予想等の見通しに織り込んでいますが、予測可能な範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合は、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外においても、同様に医療用医薬品の価格等に関する様々な規制があり、政府による価格低下の圧力は継続する傾向にあります。

<社会・経済情勢ならびに法規制の変更>

将来の業績は、主要市場における政治情勢や経済情勢の影響を受ける可能性があります。また、業績または財政状態は、会計基準、税法、製造物責任(PL)法、独占禁止法、環境関連法などの法規制変更の影響を受ける可能性があります。

<為替>

参天製薬グループは世界各国で事業を展開しているため、為替の変動が参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与えます。2017年3月期の海外売上収益は、連結売上収益の27.0%でした。

(2) 競争

<後発品の影響>

国内外における後発品の販売は、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。

参天製薬グループの製品の中には、すでに他社から後発品が発売されているものもあり、今後、後発品の影響が強まる可能性があります。

(3) 特定の製品・取引先等への依存

<主力製品への依存>

「アイリーア硝子体内注射液」、「コソプト配合点眼液」の2製品の連結売上収益に対する比率は、2017年3月期で30%を超えています。これらの製品が万一、製品の欠陥、予期せぬ副作用などの要因により販売中止となったり、売上収益が大幅に減少した場合、業績または財政状態に大きな影響を及ぼします。

<ライセンス製品への依存>

参天製薬グループの製品には、他社から製造販売権、ならびに販売権を供与されているものが多くあります。眼科薬における独占的製造販売権の供与を受けている品目には、「クラビット点眼液」、「デタントール点眼液」、「タプロス点眼液」、「ジクアス点眼液」、「アレジオン点眼液」などがあります。国内販売権の供与を受けている品目には、「リボスチン点眼液」があります。国内独占的販売権の供与を受けている品目には、「レスキュラ点眼液」、「アイリーア硝子体内注射液」があります。契約期間満了、契約条件の変更や、販売提携の解消などが起こった場合、業績に影響を及ぼします。

< 特定の取引先への依存 >

原薬や容器など、原材料の中には供給を特定の取引先に依存しているものがあります。何らかの要因によりこうした原材料の供給が停止した場合、参天製薬グループでの生産活動に悪影響を与える可能性があります。さらに、これに起因して参天製薬グループの製品の供給が滞った場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、連結売上収益の65%に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒れが発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(4) 研究開発活動

< 新薬開発の不確実性 >

新薬の研究開発から承認・発売までは非常に長期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可などの不確実性を多く含みます。参天製薬グループが開発中の新薬あるいは追加効能・剤形等について、販売・製造の許可がおりるかどうかが、あるいはいつ承認を得ることができるかを確実に予測することはできません。

新薬に関わる見通しを実現できるかどうかは、様々な要素の影響を受けます。例えば、承認審査の遅れ、臨床試験データが競合品に対し非劣性を示さない、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、開発中止や発売時期の遅延などは、新薬の期待売上収益に悪い影響を与えます。

< 研究開発投資が十分な成果を生まない可能性 >

新製品の創製・開発ならびに追加効能・剤形等の開発は将来の成長に必要な不可欠であり、参天製薬グループは毎年多額の研究開発投資を行っていますが、将来、研究開発投資に見合う新薬の売上収益を実現できない可能性があります。

< 他社との提携の成否 >

新製品に関わる見通しには、他社との開発・販売提携等を前提とするものが含まれています。こうした提携の成否は参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他の要因

< 知的財産権 >

参天製薬グループの事業は、物質・製法などに関する様々な特許によって保護されています。参天製薬グループでは、これらの特許権を含む知的財産権を適切に管理し、第三者からの侵害にも注意を払っていますが、第三者からの侵害を受けた場合には、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。また、参天製薬グループの事業が第三者の知的財産権を侵害しないようにも注意を払っていますが、万一、第三者の知的財産権を侵害した場合、損害賠償を請求されるなど、業績に影響を与える可能性があります。

< 生産の停滞・遅延 >

自然災害、火災などの要因により生産活動の停滞・遅延が起こった場合、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。また、品目によっては、生産を一箇所に集中しているものや、生産を外部に委託しているものがあり、特定の工場や外部委託先の機能が停止した場合、製品供給が滞る可能性があります。

< 販売中止、製品回収等 >

参天製薬グループの製品の一部が、製品品質の欠陥、予期せぬ副作用、第三者による異物混入等により、販売中止または製品回収などの事態となった場合、業績に悪い影響を与えます。

< 訴訟 >

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする参天製薬グループでは、将来、特許、製造物責任（PL）法、独占禁止法、消費者、環境などに関わる訴訟を提起される可能性があり、訴訟が発生した場合、それらの訴訟等の動向は、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、参天製薬グループの経営に大きな影響を与えるような訴訟を提起されている案件はありません。

< グローバルな事業展開に関わるリスク >

参天製薬グループでは、医薬品の販売や研究開発活動を世界各国で行っており、また、持続的な成長のためのグローバルな事業展開にあたって、資産の譲受や企業買収を実施しています。このような世界各国における事業活動は、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、商習慣の相違その他のリスクに直面する可能性があり、その結果当初想定した効果や利益が実現されない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術契約(導入)

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 国名 | 契約品目 | 契約内容 | 契約期間 | 対価の支払 |
|--------------|---------------------|------|-----------------------|-----------------|---|---------------------------|
| 参天製薬株式会社(当社) | 第一三共株式会社 | 日本 | オフロキサシン(合成抗菌剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 1986年8月~2001年9月(以後3年毎の自動更新) | 販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | 第一三共株式会社 | 日本 | レボフロキサシン(合成抗菌剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 1994年5月~発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後3年毎の自動更新) | 契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | エーザイ株式会社 | 日本 | ブナゾシン塩酸塩(緑内障治療剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 1994年12月~発売日から8年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後1年毎の自動更新) | 契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | 旭硝子株式会社 | 日本 | タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 2005年12月~発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方 | 契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | メルク社 | アメリカ | ジクアホソルナトリウム(角結膜疾患治療剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 1998年12月~発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方 | 販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | 日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社 | 日本 | エピナスチン塩酸塩(抗アレルギー点眼剤) | 眼科薬における独占的製造販売権 | 2011年2月~発売日から10年間 | 契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |

(2) 技術契約(導出)

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 国名 | 契約品目 | 契約内容 | 契約期間 | 対価の受取 |
|--------------------------------------|--------|------|----------------------|----------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| Advanced Vision Science, Inc.(連結子会社) | ボシュロム社 | アメリカ | エタニティー(眼内レンズ) | 独占的製造販売権 | 2009年2月~発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方 | 契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |
| 参天製薬株式会社(当社) | オーク社 | アメリカ | タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤) | 独占的製造販売権 | 2014年4月~2022年3月 | マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ |

(3) 販売契約 (導入)

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 国名 | 契約品目 | 契約内容 | 契約期間 | 対価の支払 |
|-----------------|---------------|----|--------------------------------|----------|---|-------|
| 参天製薬株式会社 (当社) | ヤンセンファーマ株式会社 | 日本 | レボカバステチン塩酸塩 (抗アレルギー剤) | 国内販売権 | 2000年9月～ 発売日から10年後の12月 (以後1年毎の自動更新) | 契約一時金 |
| 参天製薬株式会社 (当社) | スキャンボファーマ合同会社 | 日本 | イソプロピルウノプロストン (緑内障治療剤) | 国内独占的販売権 | 2004年7月～ 2016年3月 (以後1年毎の自動更新) | 契約一時金 |
| 参天製薬株式会社 (当社) | バイエル薬品株式会社 | 日本 | アフリベルセプト硝子体内注射液 (眼科用VEGF阻害剤) | 国内独占的販売権 | 2012年5月～2021年12月 | - |

(注) 株式会社アールテック・ウエノは、2016年10月にスキャンボファーマ合同会社と合併し、スキャンボファーマ合同会社となりました。

(4) InnFocus, Inc. の買収

2016年7月19日、当社とInnFocus, Inc. (以下、「InnFocus社」) は、緑内障用デバイスInnFocus MicroShunt® (以下、「MicroShunt」) を開発するInnFocus社を当社が企業買収することについて最終合意し、米国時間の2016年8月19日に買収が完了しました。

買収の目的

InnFocus社は、初期から後期の原発開放隅角緑内障における眼圧下降を目的としたインプラント手術に用いるデバイスMicroShuntを開発しています。MicroShuntは諸外国で実施した臨床試験において単独もしくは白内障手術との併用で施術され、房水の流出を促すことによる眼圧下降効果が確認されています。MicroShuntは、既に欧州におけるCEマークの承認を取得しており、現在、FDA承認取得に向けPMA (Pre-Market Approval : 市販前承認) 申請の最終段階の臨床試験が、米国および欧州にて実施されています。

当社は、この買収により、緑内障領域における製品パイプラインのさらなる強化に取り組み、眼科領域のイノベーションをリードする存在であり続けたいと考えています。また、当社は『世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー』を長期的な経営ビジョンとして掲げており、グローバルな眼科領域においてさらなる治療貢献を目指してまいります。MicroShuntは新たな治療選択肢として、患者さんに大きな治療効果をもたらすことができると期待しています。

対象会社の概要

名称 : InnFocus, Inc.
 所在地 : 米国 フロリダ州 マイアミ
 代表者の氏名 : 代表取締役会長 Randy Lindholm
 事業内容 : 緑内障手術の次世代製品の開発、供給
 資本金 : 0.9千米ドル (2015年12月末現在)

取得対価

225百万米ドル
 また、契約上、MicroShuntの開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあります。

| | |
|-----------------|---------|
| 取得した議決権付資本持分割合 | |
| 取得前の議決権付資本持分割合 | 9.56% |
| 取得日に追加取得した議決権比率 | 90.44% |
| 取得後の議決権付資本持分割合 | 100.00% |

買収完了日

2016年8月19日 (米国時間)

(5) その他

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 国名 | 契約品目 | 契約内容 | 契約締結日 | 対価の支払 |
|--------------------|--------|------|--|--|------------|--|
| 参天製薬株式会社 (当社) | メルク社 | アメリカ | ドルゾラミド塩酸塩 およびチモロールマ レイン酸塩 ドルゾラミド塩酸塩 チモロールマレイン 酸塩 チモロールマレイン 酸塩持続性 タフルプロスト タフルプロストおよ びチモロールマレイン 酸塩 (緑内障・高眼圧症 治療剤) | 日本・欧州・ア ジア太平洋地域 における眼科用 医薬品およびこ れらの製品に関 連した権利等一 式の譲受 | 2014年5月13日 | 譲受価額約600 百万米ドルお よび販売マイ ルストーンに基 づいた支払 |

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 国名 | 契約内容 | 契約締結日 |
|----------------------------------|-----------------------|----|--|------------|
| 参天製薬 (中国) 有限公司 (連結子会社) | 重慶科瑞製薬 (集団) 有限公司 | 中国 | 中国の患者さんに適切な価 格で高品質の医療用眼科薬 を提供することを目的に 2016年8月に合弁会社(重 慶参天科瑞製薬有限公司) を設立 | 2016年3月22日 |

6【研究開発活動】

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として新製品の創製を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な研究開発活動を進めています。

主力の医療用眼科薬では、研究活動の拠点として、関西文化学術研究都市（奈良県生駒市）に「奈良研究開発センター」を設け、独自の創薬研究ならびに全身薬として開発された薬剤の眼科応用研究などを中心に研究を進めています。

さらに、緑内障、角結膜疾患、網膜疾患の3つの領域にテーマを絞ることで、従来培ってきた眼科研究の質・量・スピードと効率を高め、新薬開発の充実を図っています。

臨床開発では、日米欧の三極連携による開発体制を強化し、新薬開発の「スピード化」と「質の向上」を進めています

< 緑内障・高眼圧症領域 >

DE-085（一般名：タフルプロスト）は、日本、欧州、アジアで販売しており、2016年3月、中国で発売しました。

DE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、日本、欧州で販売しています。アジアでは順次販売承認を取得し、2016年4月、韓国で発売しました。

EP2受容体作動薬DE-117（一般名：オミデネパグ イソプロピル）は、米国で後期第 相試験を終了し、日本では後期第 / 相試験を実施中です。アジアでは2016年12月に第 相試験を開始しました。

FP/EP3受容体デュアル作動薬DE-126（一般名：sepetaprost）は、米国、日本にて後期第 相試験を準備中です。

2016年8月に買収したInnFocus社の緑内障用デバイスInnFocus MicroShunt（DE-128）は、欧州におけるCEマークの承認を取得しており、FDA承認取得に向け、米国および欧州にて第 / 相試験を実施しています。

< 角結膜疾患（ドライアイを含む）領域 >

DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、日本、アジアで販売しており、中国で輸入医薬品承認を申請中です。

Cyclokat（開発品名：シクロカット、一般名：シクロスポリン）は、成人患者において人工涙液等で効果が不十分なドライアイに伴う重度の角膜炎を適応症として、欧州各国にて順次発売しています。アジアでは順次販売承認を申請しており、2016年11月にタイで、2017年3月に韓国等で販売承認を取得しました。

Vekacia（開発品名：ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、2016年12月に欧州で販売承認を申請しました。

< 網膜・ぶどう膜疾患領域 >

ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、2017年2月に米国で販売承認を申請しました。欧州では販売承認申請を準備中です。

DE-122（一般名：carotuximab）は、滲出型加齢黄斑変性を対象に第 / 相試験を米国で実施中です。

DE-120（一般名：未定）は、成功確率の再評価に基づき開発を中止しました。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、228億円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

| | 前連結会計年度 (百万円) | 当連結会計年度 (百万円) | 増減額 (百万円) |
|--------------|------------------|------------------|--------------|
| 資産 | 355,399 | 322,778 | 32,621 |
| 資本 | 260,009 | 253,884 | 6,125 |
| 負債 | 95,391 | 68,894 | 26,496 |
| 親会社所有者帰属持分比率 | 73.2% | 78.4% | 5.2ポイント |

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末と比べ326億円減少し、3,228億円となりました。これは法人所得税等の支払いおよび自己株式の取得による現金及び現金同等物の減少などによるものです。

資本は、前連結会計年度末と比べ61億円減少し、2,539億円となりました。これはその他の資本の構成要素の減少などによるものです。

負債は、前連結会計年度末と比べ265億円減少し、689億円となりました。これは法人税等の支払による未払法人所得税等および金融負債の減少などによるものです。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末と比べ5.2ポイント増加し、78.4%となりました。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、1 [業績等の概要] の(1) 業績に記載のとおりです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、1 [業績等の概要] の(2) キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

参天製薬グループの当連結会計年度の設備投資については、全体で52億1千6百万円の設備投資を実施しました。

医薬品事業においては、当社では、工場の医薬品製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲受けた眼科製品の内製化のための投資、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行ったことにより34億6千万円、連結子会社のSanten Inc.では、オフィス移転に伴う建物付属設備等を中心に9億1千5百万円の設備投資を行いました。参天製薬グループの医薬品事業全体の設備投資額は、50億3千2百万円です。

その他の事業においては、医療機器製造設備や販売管理システムの更新を中心に1億8千5百万円の設備投資を行いました。

なお、投資額には、有形固定資産の他、無形資産を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

参天製薬グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (名) |
|--|----------|-------------|-------------|---------------|-------------------|-------|-------|-------------|
| | | | 建物 及び構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積㎡) | その他 | 合計 | |
| 能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町) | 医薬品 | 医薬品 製造設備 | 1,955 | 1,205 | 298 (66,665) | 2,496 | 5,955 | 269 |
| 滋賀プロダクト サプライセンター (滋賀県犬上郡 多賀町) | 医薬品 | 医薬品 製造設備 | 2,880 | 823 | 1,606 (55,001) | 1,023 | 6,331 | 180 |
| 奈良研究開発 センター (奈良県生駒市) | 医薬品 | 医薬品 研究設備 | 3,163 | 17 | 4,891 (35,667) | 541 | 8,612 | 146 |
| 梅田オフィス (大阪市北区) | 医薬品 | その他の 設備 | 273 | - | - | 155 | 427 | 472 |
| 下新庄オフィス (大阪市東淀川区) | 医薬品 | その他の 設備 | 313 | 0 | 84 (2,871) | 68 | 466 | 127 |

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 在外子会社

2017年3月31日現在

| 事業所名 | 所在地 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数(名) |
|--------------|-----------------------------|----------|---------|-----------|-----------|----------------|-----|-------|---------|
| | | | | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 土地(面積㎡) | その他 | 合計 | |
| Santen Oy | フィンランド タンペレ市 | 医薬品 | 医薬品製造設備 | 776 | 64 | 54 (88,000) | 179 | 1,074 | 405 |
| Santen Inc. | アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市 | 医薬品 | その他の設備 | 677 | - | - | 213 | 891 | 119 |
| 参天製薬(中国)有限公司 | 中国 蘇州市 | 医薬品 | 医薬品製造設備 | 1,643 | 322 | - | 677 | 2,642 | 580 |

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。
 2 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 1,100,000,000 |
| 計 | 1,100,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2017年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (2017年6月23日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--|
| 普通株式 | 406,173,015 | 406,188,015 | 東京証券取引所 (市場第1部) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 単元株式数は100株です。 |
| 計 | 406,173,015 | 406,188,015 | - | - |

(注) 「提出日現在発行数」には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日 (2009年 6 月24日)

| | 事業年度末現在 (2017年 3 月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年 5 月31日) |
|--|--|-------------------------------|
| 新株予約権の数 (個) | 412 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 206,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) | 584 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年 6 月27日 ~ 2019年 6 月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額 (円) | 発行価格 584 (注) 資本組入額 292 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年 6 月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年 2 月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 283 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 141,500 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 634 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2012年6月25日～ 2020年6月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 634 (注) 資本組入額 317 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 564 | 534 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 282,000 (注) 2 | 267,000 (注) 2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 646 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2013年6月24日～ 2021年6月22日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 646 (注) 2 資本組入額 323 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 670 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 335,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 663 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年6月23日～ 2022年6月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

会社法第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（2009年6月24日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 166 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 83,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 584 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2011年6月27日～ 2019年6月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 584 (注) 資本組入額 292 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2009年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 290 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 145,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 634 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2012年6月25日～ 2020年6月23日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 634 (注) 資本組入額 317 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 238 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 119,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 646 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2013年6月24日～ 2021年6月22日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 428 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 214,000 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 663 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年6月23日～ 2022年6月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション

取締役会決議日（2013年8月6日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 306 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 153,000 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) | 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年9月1日～ 2023年9月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) | 発行価格 769.24 (注)2 資本組入額 384.62 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|------------------------------|--|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> | 同左 |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> | 同左 |

(注)1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

取締役会決議日（2014年8月5日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 345 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 172,500 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年9月1日～ 2024年9月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) | 発行価格 1,076.60 (注)2 資本組入額 538.30 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|------------------------------|--|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> | 同左 |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> | 同左 |

(注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

取締役会決議日（2015年8月4日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,418 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 141,800 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年9月1日～ 2025年9月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) | 発行価格 1,756.27 資本組入額 878.14 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> | 同左 |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> | 同左 |

(注) 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

取締役会決議日（2016年8月2日）

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,205 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 120,500 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年9月1日～ 2026年9月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) | 発行価格 1,148.21 資本組入額 574.11 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> | 同左 |

| | 事業年度末現在 (2017年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2017年5月31日) |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> | 同左 |

(注) 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

新株予約権付社債
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2012年4月1日～ 2012年11月16日 (注)1 | 104,600 | 87,251,403 | 147 | 6,842 | 147 | 7,536 |
| 2012年11月16日 (注)2 | 4,938,500 | 82,312,903 | - | 6,842 | - | 7,536 |
| 2012年11月17日～ 2013年3月31日 (注)1 | 156,200 | 82,469,103 | 238 | 7,080 | 238 | 7,775 |
| 2013年4月1日～ 2014年3月31日 (注)1、5 | 113,800 | 82,582,903 | 183 | 7,264 | 183 | 7,959 |
| 2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1、5 | 70,200 | 82,653,103 | 119 | 7,383 | 118 | 8,077 |
| 2015年4月1日 (注)4、5 | 330,612,412 | 413,265,515 | - | 7,383 | - | 8,077 |
| 2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1、5 | 926,000 | 414,191,515 | 312 | 7,695 | 312 | 8,389 |
| 2016年4月1日～ 2016年12月29日 (注)1、5 | 113,500 | 414,305,015 | 40 | 7,735 | 40 | 8,430 |
| 2016年12月29日 (注)2、5 | 8,300,000 | 406,005,015 | - | 7,735 | - | 8,430 |
| 2016年12月30日～ 2017年3月31日 (注)1、5 | 168,000 | 406,173,015 | 57 | 7,792 | 57 | 8,486 |

- (注) 1 新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加です。
 2 自己株式の消却による減少です。
 3 2017年4月1日から2017年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が15,000株、資本金が5百万円、資本準備金が5百万円それぞれ増加しています。
 4 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことによるものです。
 5 第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。

(6) 【所有者別状況】

2017年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|-----------|--------------|------------|-----------|------|-----------|----------------------|--------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | - | 66 | 40 | 152 | 524 | 15 | 22,853 | 23,650 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 1,520,903 | 49,139 | 342,288 | 1,757,598 | 66 | 390,996 | 4,060,990 | 74,015 |
| 所有株式数 の割合(%) | - | 37.45 | 1.21 | 8.43 | 43.28 | 0.00 | 9.63 | 100.00 | - |

- (注) 自己株式6,646株は、「個人その他」に66単元および「単元未満株式の状況」に46株が含まれています。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、6,646株です。

(7) 【大株主の状況】

2017年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|---|--|---------------|--------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 30,908 | 7.61 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部) | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目-15-1) | 30,279 | 7.45 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11-3 | 20,840 | 5.13 |
| 日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社) | 東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3) | 10,662 | 2.62 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1 | 10,605 | 2.61 |
| 小野薬品工業株式会社 | 大阪市中央区道修町2丁目1-5 | 9,307 | 2.29 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 東京都千代田区大手町1丁目9-6 | 8,275 | 2.04 |
| 全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社) | 東京都千代田区平河町2丁目7-9 (東京都港区浜松町2丁目11-3) | 7,121 | 1.75 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 6,948 | 1.71 |
| 第一三共株式会社 | 東京都中央区日本橋本町3丁目5-1 | 6,885 | 1.70 |
| 計 | - | 141,829 | 34.92 |

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

| | |
|----------------------------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 30,908千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 20,840千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 6,948千株 |

- 2 ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2017年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式 数の割合(%) |
|---|--|---------------|--------------------------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目8-3 | 5,361 | 1.32 |
| ブラックロック・ライフ・リミテッド | 英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12 | 1,104 | 0.27 |
| ブラックロック・アセット・マネジメ ント・アイルランド・リミテッド | アイルランド共和国 ダブリン イン ターナショナル・ファイナンシャ ル・サービス・センター JPモルガ ン・ハウス | 2,021 | 0.50 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ | 米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400 | 5,320 | 1.31 |
| ブラックロック・インスティテュー ショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ・エイ | 米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400 | 5,955 | 1.47 |
| ブラックロック・インベストメント・ マネジメント(ユーケー) リミテッド | 英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12 | 949 | 0.23 |

- 3 2016年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名が、2016年2月8日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社については、2017年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|---------------|-------------------|---------------|--------------------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1 | 10,605 | 2.61 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4-5 | 15,871 | 3.91 |
| 三菱UFJ国際投信株式会社 | 東京都千代田区有楽町1丁目12-1 | 1,048 | 0.26 |

- 4 2016年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2016年12月9日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2017年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|-------------------------------|--|---------------|--------------------------------|
| MFSインベストメント・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区霞が関1丁目4-2 | 2,125 | 0.52 |
| マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー | 111 Huntington Avenue, Boston, Massachusetts, 02199 U.S.A. | 39,316 | 9.68 |

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2017年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------------|-----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 6,600 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 406,092,400 | 4,060,924 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 74,015 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 |
| 発行済株式総数 | 406,173,015 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 4,060,924 | - |

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれています。

【自己株式等】

2017年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 参天製薬株式会社 | 大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19 | 6,600 | - | 6,600 | 0.00 |
| 計 | - | 6,600 | - | 6,600 | 0.00 |

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、会社法第361条および第238条等の規定に基づき、当社が新株を発行する方法により実施するものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

会社法第361条および第238条等の規定に基づくもの

| 決議年月日 | 2009年6月24日 | 2010年6月23日 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 付与対象者の区分および人数(名) | 当社取締役4 | 当社取締役4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 584 (注)2 | 634 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

| 決議年月日 | 2011年6月22日 | 2012年6月20日 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 付与対象者の区分および人数(名) | 当社取締役3 | 当社取締役3 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 646 (注)2 | 663 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × (無償割当、分割または併合の比率)

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / (無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

会社法第238条等の規定に基づくもの

| | | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 決議年月日 | 2009年6月24日 | 2010年6月23日 |
| 付与対象者の区分および人数(名) | 当社執行役員8 | 当社執行役員6 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 584 (注)2 | 634 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | - | - |

| | | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 決議年月日 | 2011年6月22日 | 2012年6月20日 |
| 付与対象者の区分および人数(名) | 当社執行役員7 | 当社執行役員7 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 646 (注)2 | 663 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載 しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | - | - |

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価格」といいます。）に新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額160百万円以内で発行するもの

| 決議年月日 | 2013年8月6日 | 2014年8月5日 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 付与対象者の区分および人数（名） | 当社取締役2 | 当社取締役2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数（株） | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |

| 決議年月日 | 2015年8月4日 | 2016年8月2日 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 付与対象者の区分および人数（名） | 当社取締役2 | 当社取締役2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数（株） | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。 |

- （注）1 2013年8月6日決議および2014年8月5日決議の新株予約権については、新株予約権1個あたり当社普通株式500株とし、2015年8月4日決議および2016年8月2日決議の新株予約権については、新株予約権1個あたり当社普通株式100株とします。なお、当社が株式無償割当、株式分割または株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができます。
- 2 当社執行役員に対して2013年8月6日開催、2014年8月5日開催、2015年8月4日開催および2016年8月2日開催の取締役会の決議に基づき取締役と同一の新株予約権を付与しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|-----------|----------------|
| 取締役会(2016年9月12日)での決議状況 (取得期間 2016年9月13日~2016年11月30日) | 8,284,000 | 13,000,000,000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | 8,284,000 | 12,310,160,874 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | - | 689,839,126 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | 5.3 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | 5.3 |

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 307 | 484,465 |
| 当期間における取得自己株式 | 135 | 206,020 |

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|-----------|----------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | 8,300,000 | 12,325,051,800 | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他(単元未満株式の買増請求) | 30 | 41,670 | - | - |
| 保有自己株式数 | 6,646 | - | 6,781 | - |

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求および買増請求による株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、および将来の成長に必要な研究開発投資や戦略的な事業提携のための資金確保等を考慮しつつ、安定的かつ持続的な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても機動的に検討してまいります。

当社としましては、配当による株主還元と将来の成長に必要な資金確保等を考慮し、2014-2017年度中期経営計画では配当性向40%を目途としてまいります。

なお、当社は、定款において中間配当を行う旨を定めており、2006年5月1日の会社法施行後の配当につきましても、従来どおりの中間期末日、期末日を基準とした年2回の配当を継続する予定です。中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会が、配当の決定機関となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 2016年11月2日 取締役会決議 | 5,366 | 13.00 |
| 2017年6月23日 定時株主総会決議 | 5,280 | 13.00 |

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第101期 | 第102期 | 第103期 | 第104期 | 第105期 |
|-------|---------|---------|----------------|---------|---------|
| 決算年月 | 2013年3月 | 2014年3月 | 2015年3月 | 2016年3月 | 2017年3月 |
| 最高(円) | 4,660 | 5,050 | 9,180 1,794 | 2,163 | 1,749 |
| 最低(円) | 2,778 | 3,920 | 4,485 1,701 | 1,542 | 1,251 |

(注) 1 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

2 は株式分割(2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株とする。権利落日は2015年3月27日)による権利落日後の株価です。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2016年10月 | 11月 | 12月 | 2017年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,544 | 1,555 | 1,435 | 1,515 | 1,652 | 1,713 |
| 最低(円) | 1,477 | 1,379 | 1,251 | 1,343 | 1,417 | 1,607 |

(注) 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----------------|--|-------|--------------|---|------|---------------|
| 代表取締役 社長兼CEO | | 黒川 明 | 1952年9月5日生 | 1977年4月 当社入社 1997年4月 医薬事業部長室長 1997年6月 取締役就任 1998年6月 医薬事業部副事業部長 2001年5月 医薬事業部長 2001年6月 執行役員就任 2004年7月 常務執行役員就任 2006年6月 代表取締役社長兼COO就任 2008年6月 Santen Holdings U.S. Inc.取締役社長就任 2008年6月 代表取締役社長兼CEO就任(現任) | (注)1 | 150 |
| 取締役 | 専務執行役員 日本事業担当 兼医薬事業部長 | 伊藤 毅 | 1959年7月16日生 | 1982年4月 当社入社 1999年7月 事業開発本部事業開発室長 2001年5月 研究開発戦略統括部企画室長 2002年12月 研究開発本部研究開発統括部長 2007年4月 サージカル事業部長 2012年4月 執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長就任 2014年4月 常務執行役員 医薬事業部長就任 2016年4月 専務執行役員 日本事業担当兼医薬事業部長就任(現任) 2017年6月 取締役就任(現任) | (注)1 | 2 |
| 取締役 | 専務執行役員 アジア事業・ 北米事業担当 兼アジア事業部長 | 辻村 明広 | 1967年12月26日生 | 2004年8月 当社入社 2007年10月 事業開発部長 2010年4月 Santen Inc. COO就任 2011年4月 執行役員就任 2012年4月 執行役員 Santen Inc.社長兼CEO就任 2013年4月 執行役員 アジア事業部長就任 2015年7月 常務執行役員就任 2016年4月 専務執行役員 企画本部長兼アジア事業・北米事業担当兼Santen Inc.社長兼CEO就任 2017年4月 専務執行役員 アジア事業・北米事業担当兼アジア事業部長兼Santen Inc.社長兼CEO就任(現任) 2017年6月 取締役就任(現任) | (注)1 | - |
| 取締役 | 常務執行役員 EMEA事業統括 | 谷内 樹生 | 1973年12月10日生 | 1996年4月 当社入社 2007年10月 アジア事業部中国事業統括室副室長 2008年11月 参天製薬(中国)有限公司営業本部営業総監 2011年4月 アジア事業部事業企画・管理室長 2012年4月 企画本部経営企画室長 2014年1月 企画本部副本部長 2015年4月 執行役員 欧州(現EMEA)事業統括兼Santen Holdings EU B.V.社長就任 2016年4月 常務執行役員 欧州(現EMEA)事業統括兼Santen Holdings EU B.V.社長就任(現任) 2017年6月 取締役就任(現任) | (注)1 | 1 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----|--------|-------------|--|------|---------------|
| 取締役 | | 片山 隆之 | 1945年10月9日生 | 1997年6月 帝人株式会社取締役フィルム営業部門長 2000年6月 帝人株式会社常務取締役 2001年10月 帝人株式会社フィルム事業グループ長兼テイジン・デュボン・フィルムズCEO(最高経営責任者) 2004年4月 帝人株式会社CSO(グループ経営計画責任者) 2004年6月 帝人株式会社代表取締役専務取締役 2006年6月 帝人株式会社代表取締役副社長 2007年4月 帝人株式会社CSRO(グループCSR責任者) 2009年4月 帝人株式会社CFO(グループ財務責任者) 2011年6月 帝人株式会社顧問役(現任) 2012年6月 当社社外取締役就任(現任) 2012年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役 2016年6月 オリンパス株式会社社外取締役(現任) | (注)1 | - |
| 取締役 | | 大石 佳能子 | 1961年3月24日生 | 1993年1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー 2000年6月 株式会社メディヴァ設立 株式会社メディヴァ代表取締役(現任) 2000年7月 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)設立 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)代表取締役(現任) 2004年8月 医療法人社団プラタナス設立 医療法人社団プラタナス総事務長(現任) 2010年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役 2015年6月 当社社外取締役就任(現任) 2015年6月 江崎グリコ株式会社社外取締役(現任) 2015年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役(現任) 2016年3月 株式会社資生堂社外取締役(現任) | (注)1 | - |
| 取締役 | | 新宅 祐太郎 | 1955年9月19日生 | 2005年6月 テルモ株式会社執行役員 2006年6月 テルモ株式会社取締役執行役員 心臓血管グループ長 2007年6月 テルモ株式会社取締役上席執行役員 研究開発センター管掌兼知的財産統轄部管掌兼法務室管掌 2009年6月 テルモ株式会社取締役常務執行役員 経営企画室長兼国際統轄部統轄兼人事部管掌兼経理部管掌 2010年6月 テルモ株式会社代表取締役社長CEO 2017年4月 テルモ株式会社取締役顧問(現任) 2017年6月 当社社外取締役就任(現任) | (注)1 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(千株) |
|-----------|----|--------|--------------|--|---|------|-----------|
| 監査役 常勤 | | 村田 雅詩 | 1958年3月19日生 | 1999年8月 1999年8月 2001年9月 2002年7月 2005年1月 2007年4月 2011年7月 2014年1月 2016年6月 | 当社入社 社長室室長 医薬事業部事業企画グループグループマネージャー 医薬事業部眼科マーケティンググループグループマネージャー 医薬事業部事業戦略企画グループグループマネージャー 経営企画室室長 Santen Inc. CAO(チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー) 監査役室室長 常勤監査役就任(現任) | (注)2 | - |
| 監査役 | | 水野 裕 | 1946年8月28日生 | 1998年4月 2000年7月 2003年4月 2004年6月 2011年6月 2013年3月 | アジア松下電器株式会社(現パナソニックアジアパシフィック株式会社)代表取締役社長 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)C I S中近東アフリカ本部長 パナソニックオートモーティブシステムズ社(現パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)副社長兼パナソニックカーエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 松下電器産業株式会社役員 当社社外監査役就任(現任) コクヨ株式会社社外監査役 | (注)3 | - |
| 監査役 | | 松沢 幸一 | 1948年12月13日生 | 1996年4月 2004年3月 2005年3月 2006年3月 2007年7月 2008年3月 2009年3月 2014年6月 2017年4月 2017年5月 | キリンヨーロッパ・ゲーエムベーハー代表取締役社長 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社代表取締役常務取締役 麒麟麦酒株式会社代表取締役社長 当社社外監査役就任(現任) 株式会社明治屋顧問 株式会社明治屋代表取締役社長(現任) | (注)4 | - |
| 監査役 | | 足立 誠一郎 | 1952年4月11日生 | 2000年1月 2004年1月 2006年4月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2013年6月 2015年6月 2015年6月 2016年4月 | Toyota France S.A.S.取締役社長 トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部長 豊田通商株式会社執行役員 豊田通商株式会社常務執行役員 豊田通商株式会社常務取締役 豊田通商ヨーロッパ社長 豊田通商株式会社常勤監査役 豊田通商株式会社顧問(現任) 当社社外監査役就任(現任) 横浜商科大学特任教授(現任) | (注)5 | - |
| 計 | | | | | | | 153 |

(注)1 取締役の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

2 監査役村田雅詩の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

- 3 監査役水野裕の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役松沢幸一の任期は、2014年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役足立誠一郎の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 取締役片山隆之、大石佳能子および新宅祐太郎は、社外取締役です。
- 7 監査役水野裕、松沢幸一および足立誠一郎は、社外監査役です。
- 8 取締役片山隆之、大石佳能子および新宅祐太郎の各氏ならびに監査役水野裕、松沢幸一および足立誠一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。
- 9 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
 執行役員（取締役による兼務を除く）は以下のとおりです。

| 役名および職名 | 氏名 |
|--|------------|
| 常務執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO） 兼CSR・内部統制本部長 兼参天ビジネスサービス株式会社社長 | 佐藤 正道 |
| 常務執行役員 チーフ・サイエンティフィック・オフィサー（CSO） 兼研究開発本部長 | ナヴィード・シャムズ |
| 常務執行役員 人材組織開発本部長 | 太田 淳稔 |
| 常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO） 兼財務本部長 | 越路 和朗 |
| 執行役員 研究開発本部 製剤技術統括部長 | 森島 健司 |
| 執行役員 プロダクトサプライ本部長兼信頼性保証本部長 | 木村 章男 |
| 執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO） 兼情報システム本部長 | 山本 範明 |
| 執行役員 企画本部長 | 鈴木 聡 |
| 執行役員 参天製薬（中国）有限公司 総経理 | イエ・リュウ |
| 執行役員 医薬事業部 医薬営業統括部長 | 森田 貴宏 |

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

参天製薬は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレートガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えており、経営の透明性ならびに健全性を確保しながら業績の向上に取り組んでいます。

(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その枠組みの中で、マネジメントの一層の強化と意思決定の質・スピードの向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

2017年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役7名（男性6名、女性1名）、社外監査役3名を含む監査役4名（男性4名）、執行役員は取締役による兼務を除き10名となりました。

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっており、また、監査役には、適正な監査を行うにあたり、財務・会計など必要な知見を有している者を選任しています。

すべての社外取締役および社外監査役は、当社および当社関係会社から独立した中立性を保った独立役員です。

取締役および執行役員の任期は1年です。

当事業年度に開催された取締役会は臨時取締役会を含めて16回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は98%、社外監査役の平均出席率は100%となっています。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案については、取締役会の議案の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の資料や関連情報を提供のうえ、事前に十分な説明を行っています。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役7名により構成されています。

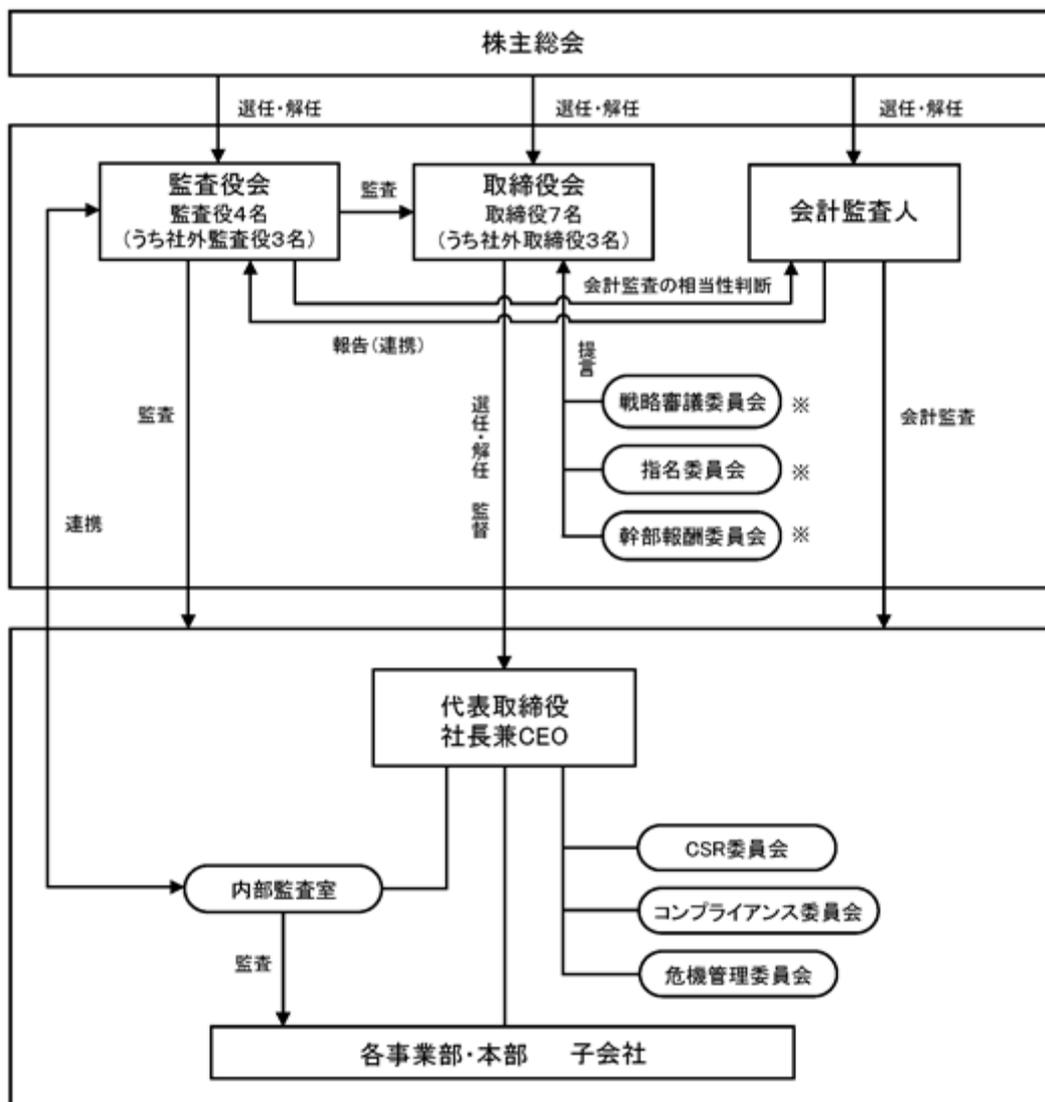
指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む4名の取締役により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬を定める方針については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む4名の取締役により構成されています。

(イ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・客観性および適正性を確保するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでまいりました。今後も引き続き、その体制の整備・強化を経営上の重要な課題として継続検討していきますが、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎として、事業戦略、役員の選任、報酬等に関する任意の委員会等の仕組みを活用することが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断しています。

当社の業務執行・経営監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりです。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(ウ) その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する旨（内部統制基本方針）の決議を行っています。執行部門はその整備・運用状況について取締役会に対して定期的な報告を行い、取締役会は適宜指示、軌道修正を行うことで、当該整備・運用の質的向上ならびに対象範囲の拡大を図っています。

また、2017年6月23日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部を改訂する旨を決議しました。

イ．参天製薬グループの基本理念

- 1．参天製薬グループの基本理念を以下のとおり定める。
「天機に参与する」
 - ・肝心なことは何かを深く考え、どうするかを明確に決め、迅速に実行する。
 - ・「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。
- 2．参天製薬グループは、基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

ロ．参天製薬グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1．参天製薬グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
- 2．参天製薬は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を参天製薬グループ全体で推進するための担当執行役員および担当部署を設置し、周知徹底に努める。
- 3．参天製薬グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 4．参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、参天製薬グループ各社が関係部門または参天製薬と連携して解決にあたる。
- 5．参天製薬は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1．参天製薬の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

ニ．参天製薬グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．参天製薬グループは、危機管理に係る規程に基づいて、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する。
- 2．参天製薬グループは、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。
- 3．参天製薬グループにおける危機発生の未然防止および危機発生時の影響の最小化を図るため、平時の危機管理体制として参天製薬に「リスクマネジメント委員会」を設置する。重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合に「危機評価委員会」において事実を把握するとともに影響を評価し、対処すべき重大な危機が発生したと判断した場合は、参天製薬の代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を参天製薬に設置し、危機管理に係る規程に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
- 4．参天製薬の内部監査室はその独立した立場から、参天製薬グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

- ホ．参天製薬グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1．参天製薬の取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
 - 2．参天製薬は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 3．参天製薬において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、参天製薬の取締役会に助言させる。
 - 4．参天製薬において、参天製薬グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
 - 5．参天製薬は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
 - 6．参天製薬グループ各社の業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。
- ヘ．参天製薬グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1．参天製薬グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、参天製薬が助言・指導を行う管理体制を構築する。
 - 2．参天製薬は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを参天製薬グループの全ての会社に適用するとともに、主要な子会社の監査機能を強化する。
 - 3．財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する参天製薬の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、参天製薬の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。
- ト．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1．参天製薬の監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
 - 2．監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、参天製薬の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。
- チ．参天製薬グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1．参天製薬グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く参天製薬の監査役および監査役会に報告する。
 - 2．1．以外についても、参天製薬の監査役は、必要に応じ随時に参天製薬グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
 - 3．参天製薬の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に参天製薬の監査役会に報告し、情報交換を行う。
 - 4．参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、参天製薬グループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

リ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．参天製薬の監査役および監査役会は、参天製薬の代表取締役をはじめとして、必要と考える参天製薬グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- 2．参天製薬の監査役は、参天製薬の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- 3．参天製薬の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査および監査役監査の状況

(ア) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続

当社は社長兼CEO直轄組織として内部監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた内部統制体制の整備・運用の状況を監査し、監査結果は代表取締役社長兼CEOおよび監査役に報告しています。

当社の監査役は4名で、3名が社外監査役、1名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度に開催された監査役会は10回であり、当事業年度末における監査役の平均出席率は100%です。監査役の職務を補助するための財務・会計・会社法等の知見を有するスタッフを3名配置しています。監査役は、取締役会への出席、代表取締役との意見交換会、執行幹部へのヒアリング、社内の重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、グループ会社監査役連絡会などを定例的に実施しています。

(イ) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）および会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領ならびに情報交換・意見交換を行っています。また、内部監査室とは、定期的および必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

社外取締役および社外監査役の状況

(ア) 社外取締役および社外監査役の員数ならびに社外取締役および社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社は取締役7名のうち、3名が社外取締役、監査役4名のうち、3名が社外監査役となっています。また、すべての社外取締役および社外監査役は、下記に記載する社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外取締役および社外監査役の独立性に影響を及ぼす人的関係・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役および社外監査役は、5「役員の状況」に記載のとおり、当社株式を所有していません。

(イ) 社外取締役および社外監査役が当社のコーポレートガバナンスにおいて果たす機能および役割ならびに選任状況に関する当社の考え方および当社からの独立性に関する基準の内容
 社外取締役

| 氏名 | 当該社外取締役を選任している理由 |
|-------|---|
| 片山隆之 | 長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間です。 |
| 大石佳能子 | 長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。 |
| 新宅祐太郎 | 大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、当社取締役会の議論の質の向上にも貢献することができると期待されることから、社外取締役として適任であり、選任しています。 |

社外監査役

| 氏名 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-------|--|
| 水野裕 | 長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることを期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって6年間です。 |
| 松沢幸一 | 長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることを期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって3年間です。 |
| 足立誠一郎 | 長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有し、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常勤監査役として監査業務に携わられており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることを期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。 |

社外取締役および社外監査役を選任するための方針および手続、ならびに、当社からの独立性に関する基準または方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外取締役および社外監査役の独立性基準を満たしていることを監査役会および指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役片山隆之氏、大石佳能子氏および新宅祐太郎氏ならびに社外監査役水野裕氏、松沢幸一氏および足立誠一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

イ．取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

1．取締役候補者の選任

当社は、代表取締役社長および社外取締役3名で構成する指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しています。指名委員会の審議においては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解した上で、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としています。

2．監査役候補者の選任

当社は、指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しています。監査役会が同意するにあたり、当社の基本理念とその背景にある精神を理解した上で、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としています。

ロ．社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「参天製薬グループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めています。

- 1．過去、参天製薬グループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- 2．過去3年以内に、個人または法人を問わず、参天製薬グループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- 3．過去3年以内に参天製薬グループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、参天製薬グループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- 4．参天製薬グループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- 5．参天製薬グループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- 6．参天製薬グループの役員、または上記1～5のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- 7．その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

八．社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に把握するとともに、代表取締役ならびに各執行部門長との意見交換を定期的に開催しています。また、内部監査室ならびに会計監査人等からの報告や意見交換等連携を通じて、監査の実効性を高めています。

社外取締役と社外監査役は、定期的に意見交換を行い、ガバナンス強化に向けた取り組みを継続しています。

役員の報酬等の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度の取締役、監査役に対する報酬等は2億6千9百万円で、内訳は以下のとおりです。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 報酬 (年額) | 株式報酬型ストック・オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 178 | 141 | 37 | - | - | 2 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 25 | 25 | - | - | - | 2 |
| 社外役員 | 67 | 67 | - | - | - | 6 |

(注) 対象となる役員の員数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2016年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した監査役1名を含んでいます。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

| 氏名 | 役員区分 | 会社区分 | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 報酬等の総額 (百万円) |
|------|------|------|-----------------|-----------------|----|-------|-----------------|
| | | | 報酬 (年額) | 株式報酬型ストック・オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 黒川 明 | 取締役 | 提出会社 | 85 | 23 | - | - | 107 |

八．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

- 1．優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
- 2．株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
- 3．取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
- 4．取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

取締役が受ける報酬等の内容および決定方法

- 1．取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、年次賞与およびストック・オプションで構成する。
- 2．基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
- 3．年次賞与は、会社業績と個人業績によって決定する。
- 4．ストック・オプションは、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
- 5．社外取締役の報酬は、市場価値を参考にして決定する。

監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

- 1．監査役（社外監査役を除く）の報酬については、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。なお、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は、監査役制度の理念を踏まえ、行わない。
- 2．社外監査役の報酬は、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

27銘柄 28,062百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-------------------------|-----------|-------------------|--------------------|
| 小野薬品工業株式会社 | 1,037,200 | 24,711 | 事業関係の強化 企業価値の向上 |
| エーザイ株式会社 | 949,500 | 6,428 | 同上 |
| 第一三共株式会社 | 2,100,066 | 5,255 | 同上 |
| 日本新薬株式会社 | 285,000 | 1,254 | 同上 |
| 富士フイルムホールディングス株式会社 | 215,200 | 958 | 同上 |
| 生化学工業株式会社 | 415,600 | 704 | 同上 |
| 株式会社メディパルホールディングス | 368,175 | 656 | 同上 |
| 小林製薬株式会社 | 36,088 | 357 | 同上 |
| 東邦ホールディングス株式会社 | 130,050 | 313 | 同上 |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 388,540 | 203 | 同上 |
| 株式会社スズケン | 42,226 | 162 | 同上 |
| 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス | 128,474 | 114 | 同上 |
| アルフレッサホールディングス株式会社 | 25,304 | 55 | 同上 |
| 大木ヘルスケアホールディングス株式会社 | 49,509 | 23 | 同上 |
| 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス | 16,261 | 11 | 同上 |
| クオール株式会社 | 1,000 | 2 | 同上 |
| 株式会社日阪製作所 | 800 | 1 | 同上 |
| 株式会社杉村倉庫 | 200 | 0 | 同上 |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------|---------|-------------------|-----------------------|
| 美津濃株式会社 | 440,000 | 228 | 退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権 |
| 株式会社日阪製作所 | 70,000 | 58 | 同上 |
| 株式会社杉村倉庫 | 218,000 | 61 | 同上 |

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------------------|-----------|-------------------|--------------------|
| 小野薬品工業株式会社 | 5,186,000 | 11,951 | 事業関係の強化 企業価値の向上 |
| エーザイ株式会社 | 949,500 | 5,473 | 同上 |
| 第一三共株式会社 | 1,575,066 | 3,949 | 同上 |
| 日本新薬株式会社 | 285,000 | 1,616 | 同上 |
| Clearside Biomedical, Inc. | 1,257,984 | 1,121 | 同上 |
| 富士フイルムホールディングス株式会社 | 215,200 | 936 | 同上 |
| 生化学工業株式会社 | 415,600 | 771 | 同上 |
| 株式会社メディパルホールディングス | 371,373 | 648 | 同上 |
| 小林製薬株式会社 | 73,028 | 394 | 同上 |
| 東邦ホールディングス株式会社 | 130,050 | 303 | 同上 |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 388,540 | 272 | 同上 |
| 株式会社スズケン | 42,226 | 154 | 同上 |
| 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス | 128,474 | 133 | 同上 |
| アルフレッサホールディングス株式会社 | 25,304 | 49 | 同上 |
| 大木ヘルスケアホールディングス株式会社 | 49,509 | 40 | 同上 |
| 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス | 16,261 | 11 | 同上 |
| クオール株式会社 | 1,000 | 2 | 同上 |
| 株式会社日阪製作所 | 800 | 1 | 同上 |
| 株式会社杉村倉庫 | 200 | 0 | 同上 |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------|---------|-------------------|-----------------------|
| 美津濃株式会社 | 440,000 | 253 | 退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権 |
| 株式会社杉村倉庫 | 218,000 | 64 | 同上 |
| 株式会社日阪製作所 | 70,000 | 64 | 同上 |

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、および継続監査年数

| 業務を執行した公認会計士の氏名 | | 所属する監査法人 |
|--------------------|-------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 竹内 毅 | 有限責任 あずさ監査法人 |
| | 辻井 健太 | |
| | 南原 亨成 | |

継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しています。
監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他19名で構成されています。

その他当社定款の定めについて

イ．取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

ハ．取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする旨を定款に定めています。

ニ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 69 | 1 | 74 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 69 | 1 | 74 | - |

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社16社は、当社の監査公認会計士等同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として76百万円、非監査業務に基づく報酬として76百万円の合計152百万円を支払っています。

(当連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社20社は、当社の監査公認会計士等同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として78百万円、非監査業務に基づく報酬として202百万円の合計280百万円を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、海外出向に関するアドバイザリー業務があります。

(当連結会計年度)

当社は監査公認会計士等に非監査業務に基づく報酬は支払っていません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで社内決裁手続きを経て決定しています。また、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しています。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みおよびIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には以下のとおりです。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しています。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針書を作成し、これに基づいてグループで統一した会計処理を行っています。また、国際会計基準審議会(IASB)が公表するプレスリリースおよび基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結純損益及びその他の包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 注記番号 | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-------------------------------|------|--|--|
| 売上収益 | 6, 7 | 195,291 | 199,096 |
| 売上原価 | 9 | 72,829 | 74,966 |
| 売上総利益 | | 122,463 | 124,130 |
| 販売費及び一般管理費 | 8, 9 | 59,406 | 62,193 |
| 研究開発費 | 9 | 19,990 | 22,786 |
| 製品に係る無形資産償却費 | 17 | 6,205 | 6,412 |
| その他の収益 | 10 | 44,999 | 468 |
| その他の費用 | 11 | 1,681 | 728 |
| 営業利益 | | 80,180 | 32,479 |
| 金融収益 | 12 | 782 | 909 |
| 金融費用 | 12 | 1,492 | 1,565 |
| 税引前当期利益 | | 79,470 | 31,822 |
| 法人所得税費用 | 13 | 26,097 | 8,768 |
| 当期利益 | | 53,373 | 23,054 |
| その他の包括利益 | | | |
| 純損益に振り替えられない項目： | | | |
| 確定給付制度の再測定 | 14 | 1,007 | 297 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動 | 14 | 7,395 | 8,020 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目： | | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | 14 | 2,389 | 535 |
| その他の包括利益 | 14 | 4,000 | 7,188 |
| 当期包括利益合計 | | 57,373 | 15,866 |
| 当期利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者持分 | | 53,373 | 23,061 |
| 非支配持分 | | - | 7 |
| 当期利益 | | 53,373 | 23,054 |
| 当期包括利益合計の帰属 | | | |
| 親会社の所有者持分 | | 57,373 | 15,879 |
| 非支配持分 | | - | 13 |
| 当期包括利益合計 | | 57,373 | 15,866 |
| 1株当たり当期利益 | | | |
| 基本的1株当たり当期利益(円) | 15 | 128.99 | 56.20 |
| 希薄化後1株当たり当期利益(円) | 15 | 128.41 | 55.99 |

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

| | 注記番号 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|--------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 資産 | | | |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | 16 | 27,991 | 28,550 |
| 無形資産 | 17 | 83,681 | 102,807 |
| 金融資産 | 18 | 44,535 | 29,889 |
| 繰延税金資産 | 13 | 2,345 | 2,396 |
| その他の非流動資産 | | 2,109 | 2,124 |
| 非流動資産合計 | | 160,660 | 165,767 |
| 流動資産 | | | |
| 棚卸資産 | 19 | 24,996 | 28,502 |
| 営業債権及びその他の債権 | 20 | 65,998 | 70,970 |
| その他の金融資産 | 18 | 234 | 333 |
| その他の流動資産 | | 3,714 | 3,909 |
| 現金及び現金同等物 | 27 | 99,798 | 53,297 |
| 流動資産合計 | | 194,739 | 157,011 |
| 資産合計 | | 355,399 | 322,778 |

(単位：百万円)

| | 注記番号 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|------------------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 資本 | | | |
| 親会社の所有者に帰属する持分 | | | |
| 資本金 | 21 | 7,695 | 7,792 |
| 資本剰余金 | 21 | 8,389 | 8,417 |
| 自己株式 | 21 | 24 | 10 |
| 利益剰余金 | 21 | 221,945 | 223,418 |
| その他の資本の構成要素 | 21,22 | 22,003 | 13,448 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | 260,009 | 253,065 |
| 非支配持分 | | - | 819 |
| 資本合計 | | 260,009 | 253,884 |
| 負債 | | | |
| 非流動負債 | | | |
| 金融負債 | 23 | 12,944 | 7,619 |
| 退職給付に係る負債 | 24 | 2,556 | 1,900 |
| 引当金 | 25 | 1,629 | 1,426 |
| 繰延税金負債 | 13 | 3,988 | 2,596 |
| その他の非流動負債 | | 1,043 | 1,919 |
| 非流動負債合計 | | 22,161 | 15,460 |
| 流動負債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 26 | 24,504 | 23,937 |
| その他の金融負債 | 23 | 19,881 | 17,603 |
| 未払法人所得税等 | | 20,431 | 3,279 |
| 引当金 | 25 | 1,276 | 1,372 |
| その他の流動負債 | | 7,138 | 7,244 |
| 流動負債合計 | | 73,230 | 53,434 |
| 負債合計 | | 95,391 | 68,894 |
| 資本及び負債合計 | | 355,399 | 322,778 |

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

| | 注記 番号 | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | 利益剰余金 | その他の資本の構成要素 | |
|-------------------------|----------|-------|-------|------|---------|----------------|---|
| | | | | | | 確定給付制 度の再測定 | その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動 |
| 2015年4月1日残高 | | 7,383 | 8,077 | 18 | 178,840 | - | 11,944 |
| 当期包括利益 | | | | | | | |
| 当期利益 | | | | | 53,373 | | |
| その他の包括利益 | 14 | | | | | 1,007 | 7,395 |
| 当期包括利益合計 | | - | - | - | 53,373 | 1,007 | 7,395 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 21 | 312 | 312 | | | | |
| 自己株式の取得 | 21 | | | 5 | | | |
| 配当金 | 21 | | | | 9,925 | | |
| 株式報酬取引 | 21,22 | | | | | | |
| その他 | | | | | 343 | 1,007 | 664 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配合計 | | 312 | 312 | 5 | 10,268 | 1,007 | 664 |
| 2016年3月31日残高 | | 7,695 | 8,389 | 24 | 221,945 | - | 18,676 |

| | 注記 番号 | その他の資本の構成要素 | | | 親会社の所 有者に帰属 する持分合 計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|-------------------------|----------|----------------------|-------|--------|------------------------------|-------|---------|
| | | 在外営業活 動体の換算 差額 | 新株予約権 | 合計 | | | |
| 2015年4月1日残高 | | 5,000 | 553 | 17,497 | 211,779 | - | 211,779 |
| 当期包括利益 | | | | | | | |
| 当期利益 | | | | - | 53,373 | | 53,373 |
| その他の包括利益 | 14 | 2,389 | | 4,000 | 4,000 | | 4,000 |
| 当期包括利益合計 | | 2,389 | - | 4,000 | 57,373 | - | 57,373 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 21 | | 86 | 86 | 538 | | 538 |
| 自己株式の取得 | 21 | | | - | 5 | | 5 |
| 配当金 | 21 | | | - | 9,925 | | 9,925 |
| 株式報酬取引 | 21,22 | | 249 | 249 | 249 | | 249 |
| その他 | | | | 343 | - | | - |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配合計 | | - | 163 | 506 | 9,143 | - | 9,143 |
| 2016年3月31日残高 | | 2,611 | 716 | 22,003 | 260,009 | - | 260,009 |

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

| | 注記 番号 | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | 利益剰余金 | その他の資本の構成要素 | |
|-------------------------|----------|-------|-------|--------|---------|----------------|---|
| | | | | | | 確定給付制 度の再測定 | その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動 |
| 2016年4月1日残高 | | 7,695 | 8,389 | 24 | 221,945 | - | 18,676 |
| 当期包括利益 | | | | | | | |
| 当期利益 | | | | | 23,061 | | |
| その他の包括利益 | 14 | | | | | 297 | 8,020 |
| 当期包括利益合計 | | - | - | - | 23,061 | 297 | 8,020 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 21 | 97 | 97 | | | | |
| 自己株式の取得 | 21 | | 69 | 12,311 | | | |
| 自己株式の処分 | 21 | | 0 | 0 | | | |
| 自己株式の消却 | 21 | | 0 | 12,325 | 12,325 | | |
| 配当金 | 21 | | | | 10,751 | | |
| 非支配持分を伴う子会社 の設立 | | | | | | | |
| 株式報酬取引 | 21,22 | | | | | | |
| その他 | | | | | 1,487 | 297 | 1,186 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配合計 | | 97 | 28 | 14 | 21,588 | 297 | 1,186 |
| 2017年3月31日残高 | | 7,792 | 8,417 | 10 | 223,418 | - | 9,470 |

| | 注記 番号 | その他の資本の構成要素 | | | 親会社の所 有者に帰属 する持分合 計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|-------------------------|----------|----------------------|-------|--------|------------------------------|-------|---------|
| | | 在外営業活 動体の換算 差額 | 新株予約権 | 合計 | | | |
| 2016年4月1日残高 | | 2,611 | 716 | 22,003 | 260,009 | - | 260,009 |
| 当期包括利益 | | | | | | | |
| 当期利益 | | | | - | 23,061 | 7 | 23,054 |
| その他の包括利益 | 14 | 541 | | 7,182 | 7,182 | 6 | 7,188 |
| 当期包括利益合計 | | 541 | - | 7,182 | 15,879 | 13 | 15,866 |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 21 | | 24 | 24 | 169 | | 169 |
| 自己株式の取得 | 21 | | | - | 12,380 | | 12,380 |
| 自己株式の処分 | 21 | | | - | 0 | | 0 |
| 自己株式の消却 | 21 | | | - | - | | - |
| 配当金 | 21 | | | - | 10,751 | | 10,751 |
| 非支配持分を伴う子会社 の設立 | | | | - | - | 832 | 832 |
| 株式報酬取引 | 21,22 | | 138 | 138 | 138 | | 138 |
| その他 | | | 4 | 1,487 | - | | - |
| 所有者による拠出及び 所有者への分配合計 | | - | 110 | 1,373 | 22,823 | 832 | 21,991 |
| 2017年3月31日残高 | | 3,153 | 825 | 13,448 | 253,065 | 819 | 253,884 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 注記番号 | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-------------------------|------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 当期利益 | | 53,373 | 23,054 |
| 減価償却費及び償却費 | | 9,338 | 9,882 |
| 減損損失 | | 395 | 475 |
| 金融収益及び金融費用(は益) | | 545 | 1,180 |
| 法人所得税費用 | | 26,097 | 8,768 |
| 処分グループ譲渡益 | 34 | 44,477 | - |
| 営業債権及びその他の債権の増減(は増加) | | 4,799 | 5,489 |
| 棚卸資産の増減(は増加) | | 5,388 | 4,120 |
| 営業債務及びその他の債務の増減(は減少) | | 4,376 | 425 |
| 引当金及び退職給付に係る負債の増減(は減少) | | 3,974 | 200 |
| その他 | | 653 | 913 |
| 小計 | | 35,049 | 34,039 |
| 利息の受取額 | | 67 | 74 |
| 配当金の受取額 | | 573 | 681 |
| 利息の支払額 | | 98 | 52 |
| 法人所得税の支払額 | | 13,067 | 23,900 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 22,525 | 10,843 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 定期預金の預入による支出 | | 21 | - |
| 定期預金の払戻による収入 | | 21 | 19 |
| 投資の取得による支出 | | 2,210 | 478 |
| 投資の売却による収入 | | 2,682 | 1,364 |
| 子会社株式の取得による支出 | 28 | - | 19,064 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | 4,299 | 4,145 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 696 | 4 |
| 無形資産の取得による支出 | | 4,793 | 5,355 |
| 処分グループの譲渡による収入 | 34 | 45,000 | - |
| その他 | | 25 | 545 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 37,052 | 28,201 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 長期借入れによる収入 | | 500 | 3,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | | 15,133 | 9,524 |
| 自己株式の取得による支出 | 21 | 5 | 12,380 |
| 非支配持分株主からの払込による収入 | | - | 832 |
| 配当金の支払額 | | 9,923 | 10,751 |
| その他 | | 495 | 167 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 24,066 | 28,657 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | | 35,510 | 46,015 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 27 | 65,923 | 99,798 |
| 現金及び現金同等物の為替変動による影響 | | 1,636 | 1,501 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 27 | 99,798 | 52,282 |

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

参天製薬株式会社および連結子会社（以下、参天製薬グループ）は、医薬品の製造・販売を中心に事業を展開しています。

参天製薬株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、本社所在地ならびに主要事業所の住所は、当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/>）にて開示しています。

また、株式は東京証券取引所に上場しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

参天製薬グループは、連結財務諸表規則第1条の2に規定される「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除いて取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨とし、百万円未満を四捨五入により表示しています。

(4) 新たに適用する基準書及び解釈指針

参天製薬グループが、当連結会計年度より適用している主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。当連結会計年度において、これらを適用したことによる参天製薬グループの連結財務諸表への重要な影響はありません。

| 基準書 | | 強制適用時期 (以降開始年度) | 参天製薬グループ 適用時期 | 新設・改訂の概要 |
|---------|--------|--------------------|------------------|------------------|
| IAS第16号 | 有形固定資産 | 2016年1月1日 | 2017年3月期 | 減価償却の許容される方法の明確化 |
| IAS第38号 | 無形資産 | 2016年1月1日 | 2017年3月期 | 償却の許容される方法の明確化 |

(5) 新基準書の早期適用

参天製薬グループは、IFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS第9号）（2010年10月および2011年12月改訂）を移行日（2013年4月1日）より早期適用しています。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるもので、金融商品に償却原価と公正価値との2つの測定区分を設定しています。公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の変動は、純損益で認識することとなります。なお、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有する場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められています。

(6) 連結財務諸表の承認

参天製薬グループの当連結会計年度の連結財務諸表は、2017年6月23日に代表取締役社長兼CEO 黒川 明および最高財務責任者である常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）兼財務本部長 越路和朗によって承認されています。

3. 重要な会計方針

参天製薬グループでは、他に記載のない限り、以下に記載されている会計方針を、連結財務諸表に表示されている全ての期間において、継続的に適用しています。

(1) 連結の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社および子会社ならびに関連会社の財務諸表に基づき作成されています。

子会社

子会社とは、参天製薬グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の連結は、参天製薬グループが支配を獲得した日から開始し、支配を喪失した日に終了しています。

子会社に対する持分が支配獲得後に変動した場合、支配の喪失とならないものについては、資本取引として会計処理しています。

参天製薬グループ内の債権債務残高および取引ならびに参天製薬グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたって消去しています。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

関連会社

関連会社とは、参天製薬グループがその財務および営業の方針決定に対して重要な影響力を有するものの、支配または共同支配していない企業をいいます。

関連会社に対する投資については、参天製薬グループが重要な影響力を有し始めた日から重要な影響力を喪失した日まで、持分法によって会計処理を行っています。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理を行っています。

被取得企業における識別可能な資産および負債は、取得日の公正価値で測定しています。

取得対価は、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額および段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。被取得企業の識別可能な資産および負債の正味価額が取得対価を上回る場合には、その超過額を取得日において純損益として認識しています。企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得における公正価値の合計で計算を行っています。

企業結合に関連して発生する費用については、発生時に費用処理を行っています。

(3) 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産および負債は期末日の為替レートにより機能通貨への再換算を行い、その結果生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産および負債は期末日の為替レートにより、収益および費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

(4) 収益

売上収益

値引、割戻および消費税等の税金を控除後の、受領したまたは受領可能な対価の公正価値により収益の測定を行っています。なお、参天製薬グループでは主として次のものを売上収益として認識しています。

< 1 > 物品の販売から生じる収益

物品の販売においては、その販売によって物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が買手に移転し、物品に対する継続的関与および実質的支配が保持されず、将来の経済的便益が参天製薬グループに流入する可能性が高く、当該経済的便益およびそれに対する原価を信頼性をもって測定できる場合に、収益を認識しています。

< 2 > 知的財産権から生じる収益

知的財産権からの収益は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しています。

その他の収益

売上収益および金融収益に該当しない要因に基づく収益を、その他の収益として認識しています。

金融収益

< 1 > 利息収益

利息収益は、実効金利法により発生時に認識しています。

< 2 > 配当収入

配当収入は、保有する株式について配当の支払いを受ける権利が確定した時に認識しています。

(5) 研究開発費

参天製薬グループ内部で発生する研究開発に関する支出は、主要な市場における当局からの販売承認が得られない段階においては、IAS第38号「無形資産」(以下、IAS第38号)における資産計上の要件を満たさないと判断し、全て研究開発費として発生時に費用処理しています。

(6) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たしていること、かつ参天製薬グループが補助金を受領することについて、合理的な保証が得られた場合に公正価値で認識しています。

収益に関する政府補助金については、その補助金によって補償される関連コストを費用として認識する期間にわたって、定期的に純損益で認識しています。

資産に関する政府補助金については、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり定期的に純損益で認識しています。

(7) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、報告期間の末日において、制定されまたは実質的に制定されている税率を使用し、税務当局に納付または税務当局から還付されると予想される金額で算定しています。当期税金は、その税金がその他の包括利益または直接資本に認識される取引または事象から発生する場合および企業結合から発生する場合を除いて、当期の純損益で認識しています。

繰延税金は、報告期間の末日において、資産または負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との差異のうち、将来の期において解消される一時差異に基づいて算定しています。将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対して、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識し、原則、将来加算一時差異に対して、繰延税金負債を認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引日に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識に対する一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を認識していません。のれんの当初認識に対する将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識していません。

子会社および関連会社に対する投資に関連して生ずる将来加算一時差異については、当該一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識せず、また、将来減算一時差異については、当該一時差異が予測し得る期間内に解消する可能性が高くない場合あるいは当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合に繰延税金資産を認識していません。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当該資産が実現する期または当該負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(8) 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去および原状回復費用、ならびに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

| | |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物 | : 3 ~ 50年 |
| 機械装置及び運搬具 | : 3 ~ 10年 |
| 工具、器具及び備品 | : 4 ~ 10年 |

なお、減価償却方法、残存価額および耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

(9) 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産およびソフトウェアです。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しています。

のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間または経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

なお、参天製薬グループの内部にて発生した研究開発に関する支出の取り扱いについては、「(5) 研究開発費」に記載のとおりです。

(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損

有形固定資産および使用可能である無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産または資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれんおよび未だ使用可能でない無形資産については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産または資金生成単位において、当該減損損失が消滅または減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入れを行いません。

(11) リース

所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転するリース取引は、ファイナンス・リースに分類しています。所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転しないリース取引は、オペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースにおいては、リース開始時のリース資産の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値の低い方の金額をもって資産および負債として認識しています。認識されたリース資産は、当該資産の見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却しています。

オペレーティング・リースにおいては、リース料はリース期間にわたって定額法で費用として認識しています。

(12) 金融商品

金融資産

< 1 > 当初認識及び測定

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融資産は、その時点において下記(ア)・(イ)の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産として分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産として分類しています。また、公正価値で測定する金融資産のうち、売買目的保有ではない資本性金融商品は、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識しています。

(ア) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産が保有されている。

(イ) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみが実際のキャッシュ・フローとして特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、その時点の公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融資産は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、その変動をその他の包括利益を通じて認識し、公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

< 3 > 減損

償却原価で測定する金融資産は、報告期間の末日ごとに減損の客観的証拠の有無を検討し、減損の客観的な証拠がある場合には、当該金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失として純損益で認識しています。

減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を純損益にて戻入れています。

< 4 > 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。その際、帳簿価額と対価の差額を純損益として認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、当該金融商品に係るその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

金融負債

< 1 > 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、償却原価で測定する金融負債として分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、その時点の公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融負債は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。

< 3 > 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しています。

金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺していません。

デリバティブ

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために為替予約等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

ヘッジ会計

デリバティブ取引の一部をキャッシュ・フロー・ヘッジに指定し、ヘッジ会計を適用していません。

ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的および戦略について文書化しています。また、ヘッジ関係が、ヘッジの開始時および指定されている期間中に、ヘッジされているリスクに起因するキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、極めて有効であるかどうかを継続的に評価しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、ヘッジ会計の要件を満たしている場合、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジが有効な部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は純損益で認識しています。

その他の包括利益で認識された金額は、ヘッジ対象が純損益で認識される期に、連結純損益及びその他の包括利益計算書において認識されたヘッジ対象と同じ項目にて純損益に振り替えています。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使となった場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(13) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費およびその他の直接費用ならびに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額です。

(14) 現金及び現金同等物

手許現金、随時引き出し可能な預金、および取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資で、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものを現金及び現金同等物としています。

(15) 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産または処分グループのうち、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高い場合に売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、その帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(16) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式については、発行価額を資本金および資本剰余金に計上しています。資本取引の取引コストは、関連する税効果を考慮し資本剰余金から控除しています。

自己株式

当社が取得した自己株式については、支払対価で認識し、資本の控除項目として計上していません。自己株式の取得、売却または消却にあたっては損益を認識していません。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却価額との差額を資本剰余金に計上しています。

(17) 株式報酬費用

取締役および執行役員に対する持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しています。ストック・オプションは、付与日の公正価値で測定し、その公正価値はブラック・ショールズモデルを用いて算定し、付与日に費用および資本の増加として認識しています。

(18) 従業員給付

退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用および確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かずに費用として認識しています。

(19) 引当金

過去の事象の結果として、法的に、または推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

参天製薬グループの連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用に関する報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これら会計上の見積りと異なる可能性があります。

経営者が行う重要な会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

- ・有形固定資産および無形資産に係る減損
- ・繰延税金資産の回収可能性
- ・引当金
- ・確定給付制度債務の測定
- ・金融商品の公正価値
- ・株式報酬費用

5. 未適用の公表済みの基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表済みの基準書及び解釈指針の新設または改訂のうち、参天製薬グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。

なお、これらの適用による参天製薬グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

| 基準書及び解釈指針 | | 強制適用時期 (以降開始年度) | 参天製薬グループ 適用時期 | 新設・改訂の概要 |
|-----------|---------------|--------------------|------------------|----------------------------|
| IFRS第15号 | 顧客との契約から生じる収益 | 2018年1月1日 | 2019年3月期 | 収益認識に係る基準の改訂 |
| IFRS第9号 | 金融商品 | 2018年1月1日 | 2019年3月期 | 金融商品の分類、測定、減損及びヘッジ会計に関する改訂 |
| IFRS第16号 | リース | 2019年1月1日 | 2020年3月期 | リースの認識に関する会計処理の改訂 |

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

参天製薬グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている構成単位から、参天製薬グループが主な事業内容としている医薬品の製造・販売を中心とする「医薬品事業」に係るものを集約したものです。

「医薬品事業」では、医療用および一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上収益又は振替高は、市場実勢価格に基づいています。

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注) 1 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表 |
|------------------------|---------|--------------|---------|-----|---------|
| | 医薬品 | | | | |
| 外部顧客への売上収益 | 192,554 | 2,737 | 195,291 | - | 195,291 |
| セグメント間の内部売上収益 又は振替高 | - | 655 | 655 | 655 | - |
| 計 | 192,554 | 3,392 | 195,946 | 655 | 195,291 |
| セグメント利益又は損失() | 81,159 | 979 | 80,180 | - | 80,180 |
| | | | 金融収益 | | 782 |
| | | | 金融費用 | | 1,492 |
| | | | 税引前当期利益 | | 79,470 |

セグメント資産およびその他の項目

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注) 1 | 計 | 調整額 (注) 2 | 連結財務諸表 |
|---------------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| | 医薬品 | | | | |
| セグメント資産 | 226,779 | 3,416 | 230,196 | 125,204 | 355,399 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費及び償却費 | 9,325 | 13 | 9,338 | - | 9,338 |
| 減損損失 | 234 | 160 | 395 | - | 395 |
| 非流動資産への追加額 (注) 3 | 8,255 | 852 | 9,107 | - | 9,107 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 セグメント資産の調整額125,204百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（株式、現金及び現金同等物）です。

3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注) 1 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表 | |
|------------------------|---------|--------------|---------|-----|---------|--------|
| | 医薬品 | | | | | |
| 外部顧客への売上収益 | 196,023 | 3,073 | 199,096 | - | 199,096 | |
| セグメント間の内部売上収益 又は振替高 | - | 676 | 676 | 676 | - | |
| 計 | 196,023 | 3,749 | 199,771 | 676 | 199,096 | |
| セグメント利益又は損失（ ） | 33,020 | 541 | 32,479 | - | 32,479 | |
| | | | | | 金融収益 | 909 |
| | | | | | 金融費用 | 1,565 |
| | | | | | 税引前当期利益 | 31,822 |

セグメント資産およびその他の項目

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注) 1 | 計 | 調整額 (注) 2 | 連結財務諸表 |
|---------------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| | 医薬品 | | | | |
| セグメント資産 | 258,792 | 4,036 | 262,828 | 59,950 | 322,778 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費及び償却費 | 9,868 | 13 | 9,882 | - | 9,882 |
| 減損損失 | 307 | 169 | 475 | - | 475 |
| 非流動資産への追加額 (注) 3 | 33,639 | 169 | 33,808 | - | 33,808 |

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。
 2 セグメント資産の調整額59,950百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（株式、現金及び現金同等物）です。
 3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

(2) 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

| | 医薬品 | | | | その他 | | 合計 |
|------------|---------|--------|-------|------------|-------|-----|---------|
| | 医療用医薬品 | | | 一般用 医薬品 | 医療機器 | その他 | |
| | 眼科薬 | 抗リウマチ薬 | その他 | | | | |
| 外部顧客への売上収益 | 172,545 | 3,495 | 5,510 | 11,004 | 2,394 | 343 | 195,291 |

(注) 抗リウマチ薬事業については、2015年8月にあゆみ製薬株式会社に事業承継しています。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

| | 医薬品 | | | その他 | | 合計 |
|------------|---------|-------|--------|-------|-----|---------|
| | 医療用医薬品 | | 一般用医薬品 | 医療機器 | その他 | |
| | 眼科薬 | その他 | | | | |
| 外部顧客への売上収益 | 181,859 | 1,610 | 12,553 | 2,536 | 537 | 199,096 |

(3) 地域ごとの情報

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

| | 日本 | 欧州 | 米国 | アジア | その他 | 計 |
|--------------------|---------|--------|-------|--------|-----|---------|
| 外部顧客への 売上収益(注)1 | 141,849 | 25,562 | 5,265 | 22,601 | 14 | 195,291 |
| 非流動資産 (注)2 | 99,452 | 10,207 | 475 | 3,647 | - | 113,781 |

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

| | 日本 | 欧州 | 米国 | アジア | その他 | 計 |
|--------------------|---------|--------|--------|--------|-----|---------|
| 外部顧客への 売上収益(注)1 | 145,358 | 28,521 | 1,433 | 23,738 | 46 | 199,096 |
| 非流動資産 (注)2 | 96,189 | 8,405 | 25,409 | 3,479 | - | 133,482 |

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

3 米国にはInnFocus, Inc.取得に関するのれんの暫定的な金額が含まれています。

(4) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位: 百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------|--------|------------|
| 株式会社スズケン | 37,592 | 医薬品 |
| 株式会社メディセオ | 30,850 | 医薬品 |

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位: 百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------|--------|------------|
| 株式会社スズケン | 38,506 | 医薬品 |
| 株式会社メディセオ | 31,411 | 医薬品 |

7. 売上収益

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-------|--|--|
| 物品の販売 | 190,343 | 197,939 |
| その他 | 4,948 | 1,157 |
| 合計 | 195,291 | 199,096 |

8. 販売費及び一般管理費

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 給与及び賞与 | 17,447 | 18,753 |
| 広告宣伝費及び販売促進費 | 15,238 | 15,950 |
| 法定福利費 | 2,521 | 2,486 |
| 退職後給付費用 | 1,161 | 1,079 |
| 減価償却費及び償却費 | 1,024 | 1,259 |

9. 従業員給付費用

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 給与及び賞与 | 29,205 | 30,726 |
| 法定福利費 | 4,179 | 4,279 |
| 退職後給付費用(確定拠出制度) | 989 | 943 |
| 退職後給付費用(確定給付) | 1,186 | 1,269 |
| 株式報酬費用 | 249 | 138 |
| その他 | 1,148 | 1,496 |
| 合計 | 36,955 | 38,851 |

(注) 従業員給付費用は、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に計上されています。

10. その他の収益

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 固定資産処分益 | 2 | 4 |
| 補助金収入 | 260 | 176 |
| 処分グループ譲渡益 (注) | 44,477 | - |
| その他 | 260 | 288 |
| 合計 | 44,999 | 468 |

(注) 抗リウマチ薬事業のあゆみ製薬株式会社への承継に伴う収益です。

11. その他の費用

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 固定資産処分損 | 495 | 130 |
| 減損損失 (注) | 395 | 475 |
| 処分グループ譲渡に伴う特別給付金 | 431 | - |
| その他 | 360 | 123 |
| 合計 | 1,681 | 728 |

(注) 減損損失については、「16. 有形固定資産(2) 減損損失」および「17. 無形資産(2) 減損損失」に記載しています。

12. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位 : 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|
| 受取利息 | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | 70 | 81 |
| 受取配当金 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産 | 573 | 684 |
| 生命保険 | 140 | 144 |
| 受取配当金合計 | 712 | 828 |
| その他 | - | 0 |
| 合計 | 782 | 909 |

(2) 金融費用の内訳

(単位 : 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 支払利息 | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | 94 | 50 |
| その他 | 1 | 0 |
| 支払利息合計 | 96 | 51 |
| 為替差損 | 1,352 | 1,497 |
| 退職後給付に係る利息純額 | 43 | 8 |
| その他 | 2 | 10 |
| 合計 | 1,492 | 1,565 |

13. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度期首 (2015年4月1日) | 純損益を通じて認識 | その他の包括利益 において認識 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) |
|-----------------------------------|--------------------------|-----------|--------------------|-------------------------|
| 将来減算一時差異 | | | | |
| 退職給付に係る負債 | 3,014 | 192 | 420 | 3,243 |
| 棚卸資産 | 444 | 2 | - | 447 |
| 未払賞与 | 866 | 78 | - | 788 |
| 減価償却超過額 | 1,304 | 187 | - | 1,116 |
| 委託研究 | 1,729 | 205 | - | 1,934 |
| 未払事業税 | 485 | 792 | - | 1,277 |
| 有給休暇引当金 | 146 | 10 | - | 136 |
| 減損損失 | 88 | 15 | - | 73 |
| 前受収益 | 242 | 143 | - | 100 |
| その他 | 1,138 | 84 | - | 1,221 |
| 小計 | 9,456 | 457 | 420 | 10,334 |
| 将来加算一時差異 | | | | |
| その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産 | 5,809 | - | 2,526 | 8,335 |
| 製品に係る無形資産 | 4,903 | 307 | - | 4,596 |
| 特別償却準備金 | 5 | 5 | - | - |
| その他 | 34 | 1 | - | 33 |
| 小計 | 10,751 | 312 | 2,526 | 12,965 |
| 税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金 | | | | |
| 繰越税額控除 | 804 | 129 | - | 933 |
| 繰越欠損金 | 595 | 541 | - | 54 |
| 小計 | 1,399 | 412 | - | 987 |
| 純額 | 104 | 358 | 2,106 | 1,643 |

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるものです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 純損益を通じて認識 | その他の包括利益 において認識 | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-----------------------------------|-------------------------|-----------|--------------------|-------------------------|
| 将来減算一時差異 | | | | |
| 退職給付に係る負債 | 3,243 | 72 | 141 | 3,173 |
| 棚卸資産 | 447 | 415 | - | 862 |
| 未払賞与 | 788 | 41 | - | 829 |
| 減価償却超過額 | 1,116 | 390 | - | 726 |
| 委託研究 | 1,934 | 1,303 | - | 631 |
| 未払事業税 | 1,277 | 1,088 | - | 188 |
| 有給休暇引当金 | 136 | 4 | - | 132 |
| 減損損失 | 73 | 5 | - | 69 |
| 前受収益 | 100 | 71 | - | 29 |
| その他 | 1,221 | 360 | - | 1,581 |
| 小計 | 10,334 | 1,973 | 141 | 8,219 |
| 将来加算一時差異 | | | | |
| その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産 | 8,335 | - | 3,620 | 4,715 |
| 製品に係る無形資産 | 4,596 | 47 | - | 4,550 |
| 特別償却準備金 | - | - | - | - |
| その他 | 33 | 5 | - | 28 |
| 小計 | 12,965 | 52 | 3,620 | 9,292 |
| 税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金 | | | | |
| 繰越税額控除 | 933 | 93 | - | 840 |
| 繰越欠損金 | 54 | 21 | - | 33 |
| 小計 | 987 | 114 | - | 873 |
| 純額 | 1,643 | 2,035 | 3,478 | 200 |

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるものです。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 将来減算一時差異 | 574 | 642 |
| 税務上の繰越欠損金 | 7,093 | 8,667 |
| 繰越税額控除 | 1,114 | 1,261 |

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 1年目 | 39 | 2 |
| 2年目 | 2 | 6 |
| 3年目 | 18 | 53 |
| 4年目 | 46 | 7 |
| 5年目以降 | 6,989 | 8,600 |
| 合計 | 7,093 | 8,667 |

当連結会計年度および前連結会計年度において税務上の繰越欠損金を認識している子会社があり、それらの税務上の繰越欠損金について、当連結会計年度において将来の課税所得の発生が見込まれる範囲内で繰延税金資産を33百万円(前連結会計年度は54百万円)認識しています。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の発生の有無に依存していますが、繰延税金資産の認識にあたって使用した将来の課税所得は、経営者が承認した事業計画のもとで想定されたものであり、過去の計画と実績の推移からその実現可能性は高いことから、繰延税金資産の回収可能性に問題はないと判断しています。

当連結会計年度および前連結会計年度において、当社は子会社の投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に解消しない可能性が高いためです。当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は9,342百万円(前連結会計年度は4,480百万円)です。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識される法人所得税

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 当期法人所得税 | | |
| 当期 | 26,506 | 6,667 |
| 小計 | 26,506 | 6,667 |
| 繰延法人所得税 | | |
| 一時差異等の発生および解消 | 708 | 2,100 |
| 税率の変更 | 299 | - |
| 小計 | 409 | 2,100 |
| 法人所得税費用 合計 | 26,097 | 8,768 |

当期法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における当期法人所得税の減少額は105百万円（前連結会計年度は666百万円）です。

繰延法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額と、繰延税金資産の評価減または以前に計上した評価減の戻入により生じた費用の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税の減少額はありません。前連結会計年度は11百万円の減少です。

適用税率の調整

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、当連結会計年度が30.8%、前連結会計年度が32.9%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

各連結会計年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 法定実効税率 | 32.9% | 30.8% |
| 永久に損金又は益金に算入されない項目 | 0.6% | 1.3% |
| 試験研究費等の税額控除 | 2.4% | 5.5% |
| 子会社との税率差異 | 0.2% | 1.6% |
| 税率変更による影響 | 0.4% | - |
| 未認識の繰延税金資産の増減 | 1.0% | 2.3% |
| その他 | 0.5% | 0.3% |
| 実際負担税率 | 32.8% | 27.6% |

14. その他の包括利益

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-----------------------------------|--|--|
| 確定給付制度の再測定 | | |
| 当期発生額 | 1,428 | 438 |
| 組替調整額 | - | - |
| 税効果調整前 | 1,428 | 438 |
| 税効果額 | 420 | 141 |
| 税効果調整後 | 1,007 | 297 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産の純変動 | | |
| 当期発生額 | 10,247 | 11,542 |
| 組替調整額 | - | - |
| 税効果調整前 | 10,247 | 11,542 |
| 税効果額 | 2,852 | 3,522 |
| 税効果調整後 | 7,395 | 8,020 |
| 在外営業活動体の換算差額 | | |
| 当期発生額 | 2,389 | 535 |
| 組替調整額 | - | - |
| 税効果調整前 | 2,389 | 535 |
| 税効果額 | - | - |
| 税効果調整後 | 2,389 | 535 |
| その他の包括利益 | 4,000 | 7,188 |

15. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|------------------------------------|--|--|
| 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎 | | |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円) | 53,373 | 23,061 |
| 親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円) | - | - |
| 基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円) | 53,373 | 23,061 |
| 期中平均普通株式数(千株) | 413,786 | 410,343 |
| 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎 | | |
| 基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円) | 53,373 | 23,061 |
| 当期利益調整額(百万円) | - | - |
| 希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円) | 53,373 | 23,061 |
| 期中平均普通株式数(千株) | 413,786 | 410,343 |
| 新株予約権による普通株式増加数(千株) | 1,864 | 1,537 |
| 希薄化効果調整後期中平均普通株式数(千株) | 415,650 | 411,880 |
| 1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属) | | |
| 基本的1株当たり当期利益(円) | 128.99 | 56.20 |
| 希薄化後1株当たり当期利益(円) | 128.41 | 55.99 |

16. 有形固定資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

| 取得原価 | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|--------------|---------|-----------|-----------|-------|-------|--------|
| 2015年4月1日残高 | 45,136 | 14,217 | 13,337 | 8,073 | 3,037 | 83,800 |
| 取得 | 217 | 180 | 664 | - | 2,077 | 3,137 |
| 建設仮勘定からの振替 | 1,010 | 645 | 199 | - | 1,854 | - |
| 処分 | 54 | 169 | 929 | 1,133 | - | 2,284 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 437 | 204 | 163 | 1 | 154 | 959 |
| 2016年3月31日残高 | 45,872 | 14,669 | 13,107 | 6,939 | 3,106 | 83,693 |
| 取得 | 844 | 143 | 1,006 | - | 2,050 | 4,043 |
| 企業結合による取得 | 6 | 5 | 1 | - | - | 13 |
| 建設仮勘定からの振替 | 100 | 701 | 148 | - | 949 | - |
| 処分 | 269 | 358 | 354 | - | 307 | 1,287 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 341 | 139 | 167 | 4 | 203 | 854 |
| 2017年3月31日残高 | 46,212 | 15,022 | 13,741 | 6,935 | 3,698 | 85,609 |

(単位：百万円)

| 減価償却累計額及び減損損失累計額 | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|------------------|---------|-----------|-----------|----|-------|--------|
| 2015年4月1日残高 | 31,756 | 11,775 | 11,135 | - | 30 | 54,696 |
| 減価償却費 | 1,113 | 567 | 708 | - | - | 2,388 |
| 減損損失 | 15 | 47 | 65 | - | 0 | 127 |
| 処分 | 33 | 139 | 913 | - | - | 1,085 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 185 | 153 | 86 | - | 0 | 423 |
| 2016年3月31日残高 | 32,666 | 12,098 | 10,909 | - | 31 | 55,703 |
| 減価償却費 | 1,111 | 582 | 829 | - | - | 2,523 |
| 減損損失 | 14 | 55 | 54 | - | 328 | 452 |
| 処分 | 256 | 337 | 343 | - | 307 | 1,243 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 165 | 115 | 96 | - | 0 | 375 |
| その他 | - | - | 27 | - | 27 | - |
| 2017年3月31日残高 | 33,370 | 12,283 | 11,380 | - | 26 | 57,059 |

(単位：百万円)

| 帳簿価額 | 建物及び構築物 | 機械装置及び運搬具 | 工具、器具及び備品 | 土地 | 建設仮勘定 | 合計 |
|--------------|---------|-----------|-----------|-------|-------|--------|
| 2015年4月1日残高 | 13,380 | 2,442 | 2,202 | 8,073 | 3,007 | 29,104 |
| 2016年3月31日残高 | 13,206 | 2,572 | 2,198 | 6,939 | 3,076 | 27,991 |
| 2017年3月31日残高 | 12,842 | 2,739 | 2,362 | 6,935 | 3,672 | 28,550 |

(2) 減損損失

当連結会計年度において452百万円（前連結会計年度は127百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業における工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、主に医薬品事業における建設仮勘定であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) その他の開示

当連結会計年度における決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントは487百万円（前連結会計年度は1,380百万円）です。

17. 無形資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

| 取得原価 | のれん | 製品に係る 無形資産 | ソフトウェア | その他 | 合計 |
|--------------|--------|---------------|--------|-------|---------|
| 2015年4月1日残高 | 6,578 | 85,542 | 8,447 | 1,252 | 101,819 |
| 取得 | - | 5,401 | 344 | 993 | 6,738 |
| 仮勘定からの振替 | - | - | 1,018 | 1,018 | - |
| 処分 | - | - | 55 | 3 | 58 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 137 | 161 | 28 | 45 | 371 |
| 2016年3月31日残高 | 6,440 | 90,782 | 9,726 | 1,181 | 108,128 |
| 取得 | - | 2,253 | 445 | 728 | 3,427 |
| 企業結合による取得 | 21,400 | - | - | 34 | 21,434 |
| 仮勘定からの振替 | - | - | 904 | 904 | - |
| 処分 | - | 75 | 260 | 12 | 347 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 2,077 | 487 | 47 | 187 | 1,729 |
| 2017年3月31日残高 | 29,917 | 92,473 | 10,768 | 1,213 | 134,371 |

(単位：百万円)

| 償却累計額及び減損損失累計額 | のれん | 製品に係る 無形資産 | ソフトウェア | その他 | 合計 |
|----------------|-----|---------------|--------|-----|--------|
| 2015年4月1日残高 | - | 10,042 | 6,527 | 817 | 17,386 |
| 償却費 | - | 6,205 | 740 | 5 | 6,951 |
| 減損損失 | - | 234 | 31 | 2 | 268 |
| 処分 | - | - | 55 | 3 | 58 |
| 在外営業活動体の換算差額 | - | 30 | 32 | 37 | 99 |
| 2016年3月31日残高 | - | 16,452 | 7,212 | 784 | 24,447 |
| 償却費 | - | 6,412 | 941 | 5 | 7,358 |
| 減損損失 | - | - | 21 | 2 | 24 |
| 処分 | - | - | 257 | 5 | 262 |
| 在外営業活動体の換算差額 | - | 43 | 38 | 8 | 4 |
| 2017年3月31日残高 | - | 22,906 | 7,880 | 778 | 31,563 |

(単位：百万円)

| 帳簿価額 | のれん | 製品に係る 無形資産 | ソフトウェア | その他 | 合計 |
|--------------|--------|---------------|--------|-----|---------|
| 2015年4月1日残高 | 6,578 | 75,500 | 1,920 | 435 | 84,433 |
| 2016年3月31日残高 | 6,440 | 74,330 | 2,514 | 396 | 83,681 |
| 2017年3月31日残高 | 29,917 | 69,567 | 2,888 | 435 | 102,807 |

(2) 減損損失

当連結会計年度において24百万円（前連結会計年度は268百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、主に医薬品事業における製品に係る無形資産であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業におけるソフトウェア等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) のれんの減損テスト

参天製薬グループは当連結会計年度において29,917百万円（前連結会計年度は6,440百万円）ののれんを計上しています。当該のれんは前連結会計年度は、Santen S.A.S.の買収によって、当連結会計年度はSanten S.A.S.およびInnFocus, Inc.の買収によって生じたものです。

Santen S.A.S.の買収によって生じたのれん6,026百万円（前連結会計年度は6,440百万円）については、医薬品事業で減損テストを実施しており、のれんの減損テストにおける回収可能価額は、参天製薬株式会社の市場株価を用いて測定しています。回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度において減損損失を認識していません。

InnFocus, Inc.の買収によって生じたのれん23,891百万円については、連結財務諸表の作成時点において、評価検証が未了のため暫定的な金額であり、資金生成単位（または資金生成単位グループ）への配分は完了していません。

(4) その他の開示

無形資産のうち、製品に係る無形資産の償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「製品に係る無形資産償却費」に、それ以外の無形資産に係る償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に含まれています。

前連結会計年度および当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

重要な無形資産

製品に係る無形資産のうち主要なものは、前連結会計年度に米メルク社から取得した眼科用医薬品に関する特許権、商標権、ドメイン名、製造販売承認権等であり、帳簿価額は前連結会計年度末54,158百万円、当連結会計年度末50,740百万円です。また、Santen S.A.S.の買収に伴い認識されたCyclokate（一般名：シクロスポリン）に関する権利および米マキユサイト社との契約により取得したDE-109（一般名：シロリムス）に関する権利を製品に係る無形資産に計上しており、帳簿価額はそれぞれ、前連結会計年度末6,932百万円、6,420百万円、当連結会計年度末5,824百万円、6,420百万円です。

米メルク社からの資産の譲受けに伴い計上した製品に係る無形資産の残存償却年数は8年～14年です。また、Cyclokateに関する製品に係る無形資産の残存償却年数は9年です。DE-109に関する製品に係る無形資産については未だ使用可能でないため、償却を開始していません。

決算日以降の無形資産の取得に係るコミットメントは以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 研究開発マイルストーン | 33,009 | 32,762 |
| 売上達成目標マイルストーン | 39,310 | 36,394 |
| 合計 | 72,319 | 69,156 |

(注) 上記の表に記載された金額は、全てのマイルストーンが達成された場合の最大の支払額であり、現在価値への割引はされておらず、リスクについても考慮されていません。マイルストーンの達成は不確実性が高いため、全ての支払義務が生じる可能性は低く、実際の支払額は大幅に異なる可能性があります。

18. 金融資産（非流動）及びその他の金融資産（流動）

(1) 内訳

非流動資産

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| その他 | 962 | 1,189 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| 株式 | 43,413 | 28,615 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| 施設利用権等 | 160 | 85 |
| 合計 | 44,535 | 29,889 |

流動資産

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| その他 | 234 | 333 |
| 合計 | 234 | 333 |

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式は主に政策投資目的で保有しており、短期的な売買による利得の獲得を目的としていないため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

公正価値の内訳

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な内訳及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 内訳 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 小野薬品工業株式 | 24,711 | 11,951 |
| エーザイ株式 | 6,428 | 5,473 |
| 第一三共株式 | 5,255 | 3,949 |

その他

当連結会計年度末現在で保有している、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る当連結会計年度の受取配当金は411百万円（前連結会計年度は534百万円）です。

期中に処分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 銘柄 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 売却日時点の公正価値 | 2,682 | 1,364 |
| 累積利得・損失() | 990 | 318 |
| 受取配当金 | 39 | 272 |

（注） これらは保有資産の流動化を目的に売却したものです。なお、当連結会計年度において、累積利得（税引後）220百万円（前連結会計年度は664百万円）をその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。

上記の他、当連結会計年度において支配獲得に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産2,349百万円を子会社株式へ振り替えています。これに伴う累積利得（税引後）966百万円についてもその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。なお、当該公正価値については、連結財務諸表の作成時点において、評価検証が未了のため、暫定的な金額です。

19. 棚卸資産

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 商品及び製品 | 20,036 | 23,205 |
| 仕掛品 | 516 | 484 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,443 | 4,813 |
| 合計 | 24,996 | 28,502 |

20. 営業債権及びその他の債権

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 受取手形及び売掛金 | 63,954 | 68,829 |
| その他 | 2,048 | 2,171 |
| 貸倒引当金 | 4 | 30 |
| 合計 | 65,998 | 70,970 |

21. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

(単位：株)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 株式の種類 (注) 1 | 普通株式 | 普通株式 |
| 授權株式数 (注) 5 | 1,100,000,000 | 1,100,000,000 |
| 発行済株式数 (注) 2 | | |
| 期首 | 82,653,103 | 414,191,515 |
| 期中増減 (注) 3、5 | 331,538,412 | 8,018,500 |
| 期末 | 414,191,515 | 406,173,015 |
| 自己株式数 | | |
| 期首 | 3,845 | 22,369 |
| 期中増減 (注) 4、5 | 18,524 | 15,723 |
| 期末 | 22,369 | 6,646 |

- (注) 1 普通株式は無額面です。
 2 発行済株式は全額払込済みとなっています。
 3 発行済株式数の期中増減は、新株予約権の行使による新株の発行、株式分割および自己株式の消却によるものです。
 4 自己株式数の期中増減は、2016年9月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得(8,284,000株)、2016年12月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却(8,300,000株)および単元未満株式の買取ならびに買増請求に応じたことによるものです。
 5 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しており、授權株式数が880,000,000株増加し1,100,000,000株、発行済株式数が330,612,412株増加し413,265,515株、自己株式数が15,380株増加し19,225株となっています。

(2) 資本剰余金

通常の新株の発行および新株予約権の行使による新株の発行の際に資本金に組み入れなかった資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金からなります。

(3) その他の資本の構成要素

確定給付制度の再測定

確定給付制度に係る再測定による変動部分からなります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識が中止されるか減損されるまでに生じた当該資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しており、会社法第361条および第238条等の規定に基づき、新株予約権を付与しています。新株予約権としてその他の資本の構成要素に計上している金額は、それらの公正価値に基づく金額であり、また、それらの契約条件等は、「22. 株式報酬」に記載しています。

(4) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

当連結会計年度以前に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振り替えられたものからなります。

配当

() 配当金支払額

| 決議日 | 配当の総額 (単位：百万円) | 1株当たり配当額 (単位：円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------------------|--------------------|------------|-------------|
| 前連結会計年度 | | | | |
| 定時株主総会 (2015年6月24日) | 4,959 | 60.00 | 2015年3月31日 | 2015年6月25日 |
| 取締役会 (2015年11月4日) | 4,966 | 12.00 | 2015年9月30日 | 2015年11月30日 |
| 当連結会計年度 | | | | |
| 定時株主総会 (2016年6月24日) | 5,384 | 13.00 | 2016年3月31日 | 2016年6月27日 |
| 取締役会 (2016年11月2日) | 5,366 | 13.00 | 2016年9月30日 | 2016年11月30日 |

(注) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。基準日が2015年3月31日の1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当額を記載しています。

() 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議日 | 配当の総額 (単位：百万円) | 1株当たり配当額 (単位：円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------------------|--------------------|------------|------------|
| 前連結会計年度 | | | | |
| 定時株主総会 (2016年6月24日) | 5,384 | 13.00 | 2016年3月31日 | 2016年6月27日 |
| 当連結会計年度 | | | | |
| 定時株主総会 (2017年6月23日) | 5,280 | 13.00 | 2017年3月31日 | 2017年6月26日 |

22. 株式報酬

(1) スtock・オプションの契約条件等

付与対象者

当社取締役および当社執行役員

権利確定条件

付されていません。

付与されたStock・オプションの権利行使期間

付与日から10年以内

決済方法

株式決済

(2) Stock・オプション数及び加重平均行使価格

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) | |
|----------|--|-----------------|--|-----------------|
| | 株式数 (株) | 加重平均行使価格 (円) | 株式数 (株) | 加重平均行使価格 (円) |
| 期首未行使残高 | 3,144,000 | 549 | 2,311,800 | 503 |
| 権利付与 | 141,800 | 1 | 120,500 | 1 |
| 権利行使 (注) | 926,000 | 581 | 281,500 | 600 |
| 権利の満期消滅 | 48,000 | 496 | 37,500 | 543 |
| 期末未行使残高 | 2,311,800 | 503 | 2,113,300 | 461 |
| 期末行使可能残高 | 1,844,500 | 630 | 1,678,500 | 580 |

(注) 当連結会計年度の権利行使時点の加重平均株価は1,517円(前連結会計年度は1,748円)です。

(3) 期末未行使Stock・オプションの行使価格の範囲及び加重平均残存期間

当連結会計年度における、未行使のStock・オプションの行使価格は1円～663円(前連結会計年度は1円～663円)であり、加重平均残存期間は5.1年(前連結会計年度は5.4年)です。

(4) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の測定方法

使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

公正価値並びにその主な基礎数値及び見積方法

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2015年8月4日 | 2016年8月2日 |
| 公正価値(円) | 1,756.27 | 1,148.21 |
| 付与日の株価(円) | 1,895 | 1,302 |
| 行使価格(円) | 1 | 1 |
| 予想ボラティリティ(%) (注) | 24.2 | 29.4 |
| 予想残存期間(年) | 6.5 | 6.5 |
| 予想配当利回り(%) | 1.16 | 1.92 |
| 無リスク利率(%) | 0.120 | 0.205 |

(注) 予想ボラティリティは各月末株価の前月末株価に対する値動き率を算定し、6.5年間の値動き率の標準偏差を年率にして算定しています。

(5) 株式報酬費用

当連結会計年度における、ストック・オプション制度に係る費用は138百万円(前連結会計年度は249百万円)です。

23. 金融負債(非流動)及びその他の金融負債(流動)

(1) 内訳

非流動負債の内訳

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 長期借入金(1年内返済予定除く) | 12,914 | 7,598 |
| ファイナンス・リース債務 | 30 | 21 |
| 合計 | 12,944 | 7,619 |

流動負債の内訳

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 9,524 | 9,331 |
| ファイナンス・リース債務 | 16 | 13 |
| 未払金 | 8,511 | 6,162 |
| その他 | 1,830 | 2,097 |
| 合計 | 19,881 | 17,603 |

24. 退職後給付

(1) 退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金および年金を支給します。ただし、当社および一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュバランスプランを導入しています。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2) 確定給付制度

確定給付負債の純額

（単位：百万円）

| | 確定給付制度債務 | 制度資産の公正価値 | 確定給付負債の純額 |
|-----------------------|----------|-----------|-----------|
| 2015年4月1日残高 | 18,739 | 13,280 | 5,459 |
| 当期勤務費用 | 1,143 | - | 1,143 |
| 利息収益（ ）又は利息費用 | 163 | 120 | 43 |
| 確定給付負債の純額の再測定 | | | |
| 制度資産に係る収益 | - | 282 | 282 |
| 数理計算上の差異（人口統計上の仮定の変更） | 61 | - | 61 |
| 数理計算上の差異（財務上の仮定の変更） | 1,272 | - | 1,272 |
| 実績修正 | 66 | - | 66 |
| 確定給付負債の純額の再測定合計 | 1,145 | 282 | 1,428 |
| 為替レートの変動による影響額 | 34 | 16 | 18 |
| 事業主による制度への拠出額 | - | 4,795 | 4,795 |
| 制度からの支払額 | 1,104 | 401 | 703 |
| その他 | 341 | 341 | - |
| 2016年3月31日残高 | 20,394 | 17,837 | 2,556 |
| 当期勤務費用 | 1,261 | - | 1,261 |
| 利息収益（ ）又は利息費用 | 79 | 70 | 8 |
| 確定給付負債の純額の再測定 | | | |
| 制度資産に係る収益 | - | 273 | 273 |
| 数理計算上の差異（人口統計上の仮定の変更） | 6 | - | 6 |
| 数理計算上の差異（財務上の仮定の変更） | 251 | - | 251 |
| 実績修正 | 91 | - | 91 |
| 確定給付負債の純額の再測定合計 | 165 | 273 | 438 |
| 為替レートの変動による影響額 | 55 | 25 | 30 |
| 事業主による制度への拠出額 | - | 974 | 974 |
| 制度からの支払額 | 822 | 339 | 483 |
| その他 | 192 | 192 | - |
| 2017年3月31日残高 | 20,882 | 18,982 | 1,900 |

制度資産の構成

(単位：百万円)

| | 活発な市場における公表市場価格の有無 | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|--------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 株式 | 有 | 3,450 | 5,505 |
| 債券 | 有 | 9,853 | 9,567 |
| 生保一般勘定 | 無 | 1,681 | 1,725 |
| その他 | 無 | 2,854 | 2,184 |
| 合計 | | 17,837 | 18,982 |

年金資産の運用は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。この目的を達成するため、投資対象としてふさわしい資産を選択するとともに、その期待収益率およびリスク等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせを決定しています。また、資産構成割合は、必要に応じて見直しを行うものとしています。

数理計算上の仮定

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 割引率(%) | 0.41 | 0.51 |

確定給付制度債務の感応度分析

期末日時点で重要な数理計算上の仮定が以下のとおり変動した場合の確定給付制度債務の増加額および減少額()は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | | 当連結会計年度 (2017年3月31日) | |
|-----|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 0.5%増加 | 0.5%減少 | 0.5%増加 | 0.5%減少 |
| 割引率 | 1,226 | 1,352 | 1,187 | 1,307 |

(注) 本分析においては、その他の変数は一定であることを前提としています。

確定給付制度の将来キャッシュ・フローに与える影響

翌連結会計年度の拠出額は474百万円と予想しています。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、当連結会計年度は13.5年(前連結会計年度は13.9年)です。

25. 引当金
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

| | 資産除去 債務 | 事業構造 改善引当金 | 有給休暇 引当金 | その他 | 合計 | 連結財政状態計算書に おける内訳 | |
|------------------|------------|---------------|-------------|-----|-------|---------------------|-------|
| | | | | | | 非流動 | 流動 |
| 2016年4月1日残高 | 228 | 751 | 1,160 | 765 | 2,905 | 1,629 | 1,276 |
| 増加額 | 2 | - | 749 | 601 | 1,352 | - | - |
| 減少額(目的使用) | 1 | - | 767 | 403 | 1,171 | - | - |
| 減少額(戻入) | - | 45 | - | 260 | 305 | - | - |
| 割引計算の期間利息費用 | 3 | - | 1 | - | 4 | - | - |
| 在外営業活動体の換算 差額 | - | 47 | 10 | 50 | 13 | - | - |
| 2017年3月31日残高 | 232 | 659 | 1,154 | 752 | 2,797 | 1,426 | 1,372 |

(2) 引当金の内容

資産除去債務は、工場設備等に対する有害物質の除去および賃借建物等に対する原状回復義務の発生に備えて、工事業者から入手した見積書等に基づき、将来支払が見込まれる額を使用見込期間に応じた割引計算を行った上で計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

事業構造改善引当金は、構造改革施策の実施に伴い発生する支出に備えるため、関連費用の見積額を計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

有給休暇引当金は、有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想しています。

26. 営業債務及びその他の債務

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 支払手形及び買掛金 | 17,225 | 16,570 |
| 電子記録債務 | - | 1,313 |
| 未払金 | 7,279 | 6,054 |
| 合計 | 24,504 | 23,937 |

27. 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 現金及び預金 | 99,817 | 53,297 |
| 預入期間が3ヶ月超の定期預金 | 20 | - |
| 連結財政状態計算書上の現金及び 現金同等物 | 99,798 | 53,297 |
| 銀行当座借越 | - | 1,015 |
| 連結キャッシュ・フロー計算書上の 現金及び現金同等物 | 99,798 | 52,282 |

28. 子会社株式の取得による支出

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに InnFocus, Inc. を連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

| | |
|-----------------------|--------|
| 固定資産 | 46百万円 |
| のれん | 21,400 |
| 流動資産 | 2,586 |
| 流動負債 | 111 |
| 株式の取得価額 | 23,921 |
| 取得日直前に保有していた資本持分の公正価値 | 2,349 |
| 現金及び現金同等物 | 2,507 |
| 差引：取得のための支出 | 19,064 |

(注) のれんについては、評価検証が未了のため、暫定的な金額です。

29. 金融商品

(1) 資本管理

参天製薬グループでは、親会社所有者帰属持分比率および親会社所有者帰属持分当期利益率を重要な経営指標として捉え、その推移を注視するとともに、必要に応じて自己株式の市場での買入れおよび新株発行を実施することで、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤の維持を目指しています。

(2) 金融リスク管理の概要

参天製薬グループが保有する金融商品から生じるリスクには以下のものがあります。

信用リスク

ア) 概要

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に参天製薬グループが負う財務上の損失リスクであり、主に顧客に対する債権および投資から生じます。

(a) 営業債権及びその他の債権

信用管理規定に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としています。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、当連結会計年度における連結売上収益の65%（前連結会計年度は65%）に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒が発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(b) 金融資産（投資）

高い信用格付けを有する発行体が発行する債券のみを購入対象としています。

イ) 信用エクスポージャー

金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値は、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。

ウ) 年齢分析

報告期間末日現在で、減損していない営業債権及びその他の債権の年齢分析は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 期日未経過 | 64,764 | 70,103 |
| 期日経過 | | |
| 30日以内 | 604 | 532 |
| 30日超90日以内 | 404 | 101 |
| 90日超 | 229 | 263 |
| 期日経過合計 | 1,237 | 897 |
| 貸倒引当金 | 4 | 30 |
| 営業債権及びその他の債権合計 | 65,998 | 70,970 |

流動性リスク

ア) 概要

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクであり、主に営業債務および借入金から生じます。

流動性リスクについては、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

イ) 満期分析

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

| | 帳簿価額 | 契約上の キャッシュ ・フロー | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------------|--------|-----------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 営業債務及びその他の債務 | 24,504 | 24,504 | 24,504 | - | - | - | - | - |
| その他の金融負債 | | | | | | | | |
| 借入金 | 22,438 | 22,519 | 9,574 | 8,340 | 4,104 | 501 | - | - |
| 未払金 | 8,511 | 8,511 | 8,511 | - | - | - | - | - |
| その他 | 1,876 | 1,876 | 1,846 | 15 | 10 | 3 | 3 | - |
| 合計 | 57,329 | 57,411 | 44,435 | 8,355 | 4,114 | 504 | 3 | - |

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

| | 帳簿価額 | 契約上の キャッシュ ・フロー | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------------|--------|-----------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 営業債務及びその他の債務 | 23,937 | 23,937 | 23,937 | - | - | - | - | - |
| その他の金融負債 | | | | | | | | |
| 借入金 | 16,929 | 16,964 | 9,355 | 4,105 | 503 | 3,001 | - | - |
| 未払金 | 6,162 | 6,162 | 6,162 | - | - | - | - | - |
| その他 | 2,131 | 2,131 | 2,111 | 11 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 合計 | 49,159 | 49,194 | 41,565 | 4,116 | 506 | 3,005 | 1 | 1 |

市場リスク

ア) 概要

市場リスクとは、市場価格の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。市場リスクは、為替リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクからなります。

為替リスクについては、同一通貨の外貨建金融資産残高と外貨建金融負債残高のバランスを調整することで対応しています。

変動利付金融商品も無く、重要な金利リスクは無いと判断しています。

その他の価格リスクについては、主に業務上の関係を有する企業の株式に影響を与えますが、定期的に時価を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

イ) 為替リスク

(a) 為替リスクに対するエクスポージャー

参天製薬グループの為替リスクに対するエクスポージャーについては以下のとおりです。

(単位：千通貨)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | | 当連結会計年度 (2017年3月31日) | |
|--------------|-------------------------|-------|-------------------------|--------|
| | EUR | USD | EUR | USD |
| 営業債権及びその他の債権 | 208 | 9,872 | 457 | 10,976 |
| 営業債務及びその他の債務 | 64 | 2,403 | 1,287 | 5,121 |
| エクスポージャー純額 | 143 | 7,469 | 829 | 5,855 |

(b) 為替リスクの感応度分析

各期末日に、以下に示された割合で日本円がユーロおよび米ドルに対して高かった場合の純損益の増加(減少)額は以下のとおりです。

この分析は、期末日時点で参天製薬グループが合理的な可能性があると考えられる為替レート変数に基づいており、他のすべての変数(特に金利)が一定であると仮定しています。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しています。なお、同じ割合で日本円安となった場合には、同一の額で反対の影響を与えます。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| | 純損益 | 純損益 |
| EUR(5%高) | 1 | 5 |
| USD(5%高) | 42 | 33 |

(注) 上表の は、各通貨に対して5%円高になった場合に、純損益に与えるマイナスの影響額を意味しています。

(3) 金融商品の公正価値

公正価値および帳簿価額

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次の表に含めていません。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | | 当連結会計年度 (2017年3月31日) | |
|-----|-------------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 借入金 | 22,438 | 22,452 | 16,929 | 16,856 |

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法
 金融商品の公正価値の評価方法は以下のとおりです。

・借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額と近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定する方法によっています。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）または間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替の有無は、毎期末日に判断しています。

前連結会計年度（2016年3月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------------------------|--------|------|-------|--------|
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 株式 | 41,206 | - | 2,207 | 43,413 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 施設利用権等 | - | 20 | 141 | 160 |

(注) レベル間の重要な振替はありません。

当連結会計年度（2017年3月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------------------------|--------|------|------|--------|
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 株式 | 27,822 | - | 793 | 28,615 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 施設利用権等 | - | 20 | 66 | 85 |

(注) レベル1およびレベル2の間における重要な振替はありません。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表です。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 期首残高 | 1,112 | 2,348 |
| 購入 | 1,205 | 359 |
| その他の包括利益 | 32 | 1,200 |
| 売却 | 1 | 188 |
| レベル3からの振替 | - | 2,858 |
| その他 | 1 | 2 |
| 期末残高 | 2,348 | 859 |

(注) 1 レベル3に分類した株式は、類似企業比較法または純資産に基づく評価モデル等により公正価値を測定しています。

2 レベル3からの振替は、保有銘柄の上場および買収に伴う子会社化による振替です。

30. オペレーティング・リース

(1) オペレーティング・リースの借手における解約不能な最低リース料総額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 1年以内 | 1,907 | 1,835 |
| 1年超5年以内 | 1,299 | 1,781 |
| 5年超 | 10 | 913 |
| 合計 | 3,217 | 4,529 |

(2) 費用として認識されたリース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|--------|--|--|
| リース料総額 | 2,329 | 2,387 |

31. 子会社

参天製薬グループの構成は次のとおりです。

| 名称 | 所在地 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合(%) | |
|--------------------------------------|--------|----------|-------------------------|-------------------------|
| | | | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
| 株式会社クレール | 日本 | その他 | 100.0 | 100.0 |
| 参天ビジネスサービス株式会社 | 日本 | 医薬品 | - | 100.0 |
| 参天アイケア株式会社 | 日本 | 医薬品 | - | 100.0 |
| Santen Holdings U.S. Inc. | アメリカ | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| Santen Inc. | アメリカ | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Advanced Vision Science, Inc. | アメリカ | その他 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Phacor Inc. | アメリカ | その他 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| InnFocus, Inc. | アメリカ | 医薬品 | 9.6 | 100.0 |
| Santen Holdings EU B.V. | オランダ | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| Santen Oy | フィンランド | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen S.A.S. | フランス | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen GmbH | ドイツ | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| SantenPharma AB | スウェーデン | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen Switzerland SA | スイス | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen Italy S.r.l. | イタリア | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen UK Limited | イギリス | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| Santen Pharmaceutical Spain, S.L. | スペイン | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY | ロシア | 医薬品 | - | 100.0 (100.0) |
| 参天製薬(中国)有限公司 | 中国 | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| 参天医薬販売(蘇州)有限公司 | 中国 | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| 重慶参天科瑞製薬有限公司 | 中国 | 医薬品 | - | 49.0 (49.0) |
| 韓国参天製薬株式会社 | 韓国 | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| 台湾参天製薬股份有限公司 | 台湾 | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| Santen India Private Limited | インド | 医薬品 | 100.0 (0.1) | 100.0 (0.1) |
| Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. | シンガポール | 医薬品 | 100.0 | 100.0 |
| SANTEN (THAILAND) CO., LTD. | タイ | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. | マレーシア | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |

| 名称 | 所在地 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合(%) | |
|-------------------------|-------|----------|-------------------------|-------------------------|
| | | | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
| SANTEN PHILIPPINES INC. | フィリピン | 医薬品 | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| 参天製薬(香港)有限公司 | 中国 | 医薬品 | - | 100.0 (100.0) |

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
 2 重慶参天科瑞製薬有限公司の「議決権の所有割合」は出資割合のことであり、また、出資者である参天製薬(中国)有限公司が議決権の過半数を有することから連結子会社としています。
 3 当連結会計年度より、参天ビジネスサービス株式会社、参天アイケア株式会社、参天製薬(香港)有限公司、重慶参天科瑞製薬有限公司およびSANTEN LIMITED LIABILITY COMPANYを新たに設立し、また、InnFocus, Inc.を買収したため、連結の範囲に含めています。

32. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社における経営幹部は、社外を含めた全取締役を指します。

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|------|--|--|
| 報酬 | 193 | 179 |
| 株式報酬 | 53 | 37 |
| 合計 | 246 | 216 |

33. 偶発事象

(1) 偶発負債

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

なお、債務保証は履行可能性が低いため、負債として認識していません。

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (2016年3月31日) | 当連結会計年度 (2017年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 従業員(借入金) | 43 | 30 |

34. 売却目的で保有する処分グループ

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

当社は、2015年5月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業（以下、抗リウマチ薬事業）を、あゆみ製薬株式会社（旧 ヒュペリオンファーマ株式会社）（以下、あゆみ製薬）に対して承継（以下、本事業承継）させることを決議し、本事業承継に関し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該契約に基づく吸収分割（簡易吸収分割）は2015年8月3日に完了しました。

1. 事業承継の概要

（1）本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬（DMARDs）市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すあゆみ製薬に承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life（QOL、生活の質）の向上に貢献できると考えています。

（2）本事業承継の概要

会社分割の相手会社

あゆみ製薬株式会社

会社分割する事業の内容

抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業

吸収分割日

2015年8月3日

本会社分割の方式

当社を分割会社とし、あゆみ製薬を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるあゆみ製薬は、2015年8月3日に、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付しました。

2. 実施した会計処理の概要

（1）移転損益の金額

44,477百万円

（2）移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当社が、本事業承継に基づき分割した資産、負債の帳簿価額は軽微です。

（3）会計処理

抗リウマチ薬事業の連結上の帳簿価額と、本事業承継の対価として当社が受け取った現金との差額から、外部のアドバイザーに支払った報酬の額を差し引いた金額を移転損益としてその他の収益に計上しています。

3. 分割した事業が含まれていた報告セグメントの名称

医薬品事業

4. 連結純損益及びその他の包括利益計算書に計上されている分割した事業に係る損益の概算額

売上収益 3,495百万円

営業利益 1,916百万円

35. 企業結合

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

InnFocus, Inc.の取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：InnFocus, Inc.

事業の内容：緑内障手術の次世代製品の開発、供給

企業結合を行った理由

InnFocus, Inc.（以下、InnFocus社）は、初期から後期の原発開放隅角緑内障における眼圧下降を目的としたインプラント手術に用いるデバイスMicroShuntを開発しています。MicroShuntは諸外国で実施した臨床試験において単独もしくは白内障手術との併用で施術され、房水の流出を促すことによる眼圧下降効果が確認されています。MicroShuntは、既に欧州におけるCEマークの承認を取得しており、現在、FDA承認取得に向けPMA（Pre-Market Approval：市販前承認）申請の最終段階の臨床試験が、米国および欧州にて実施されています。

当社は、InnFocus社の取得により、緑内障領域における製品パイプラインのさらなる強化に取り組み、眼科領域のイノベーションをリードする存在であり続けたいと考えています。また、当社は『世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー』を長期的な経営ビジョンとして掲げており、グローバルな眼科領域においてさらなる治療貢献を目指してまいります。MicroShuntは新たな治療選択肢として、患者さんに大きな治療効果をもたらすことができると期待しています。

取得日

2016年8月19日（米国時間）

被取得企業の支配の獲得方法

InnFocus社に対して、現金を対価として議決権付株式を100%取得しています。

また、契約上、MicroShuntの開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあります。

取得した議決権付資本持分割合

取得前の議決権付資本持分割合 9.56%

取得日に追加取得した議決権比率 90.44%

取得後の議決権付資本持分割合 100.00%

(2) 取得資産及び負債の公正価値、取得対価の内訳

（単位：百万円）

| | 暫定的な公正価値 |
|-----------|----------|
| 固定資産 | 46 |
| その他の流動資産 | 79 |
| 現金及び現金同等物 | 2,507 |
| 流動負債 | 111 |
| のれん | 21,400 |
| 合計 | 23,921 |
| 現金 | 21,571 |
| 既存持分の公正価値 | 2,349 |
| 取得対価合計 | 23,921 |

これらの金額は、連結財務諸表の作成時点において、評価検証が未了のため、暫定的な金額で報告しています。

当該企業結合に係る取得関連費用として562百万円を「販売費及び一般管理費」に計上していません。

(3) 条件付対価

企業結合による条件付対価は、主としてMicroShuntの開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンであり、当社が条件付対価契約に基づき要求されうるすべての将来の支払額は409百万米ドル（割引前）です。

条件付対価の公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3です。

なお、条件付対価の公正価値評価は未了です。

(4) 参天製薬グループの業績に与える影響

連結純損益及びその他の包括利益計算書に含まれる取得日以降のInnFocus社の業績は以下のとおりです。

売上収益 : - 百万円

税引前利益 : 1,151百万円

当企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度の連結純損益及びその他の包括利益計算書に与える影響額は以下のとおりです。（非監査情報）

売上収益 : - 百万円

税引前利益 : 640百万円

36. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 当連結会計年度 |
|---------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 売上収益 (百万円) | 50,006 | 97,829 | 150,667 | 199,096 |
| 税引前四半期 (当期) 利益 (百万円) | 10,253 | 17,027 | 26,789 | 31,822 |
| 親会社の所有者に帰属する四 半期 (当期) 利益 (百万円) | 7,323 | 12,601 | 19,813 | 23,061 |
| 基本的 1 株当たり四半期 (当 期) 利益 (円) | 17.68 | 30.44 | 48.12 | 56.20 |

| (会計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 基本的 1 株当たり四半期利益 (円) | 17.68 | 12.76 | 17.71 | 8.00 |

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2016年3月31日) | 当事業年度 (2017年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 83,078 | 32,772 |
| 受取手形 | 568 | 461 |
| 売掛金 | 1 56,024 | 1 61,117 |
| 商品及び製品 | 13,411 | 17,368 |
| 仕掛品 | 109 | 76 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,375 | 4,127 |
| 繰延税金資産 | 4,611 | 1,994 |
| その他 | 1 5,827 | 1 6,075 |
| 流動資産合計 | 167,003 | 123,990 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 9,940 | 9,409 |
| 構築物 | 140 | 120 |
| 機械及び装置 | 1,723 | 2,051 |
| 車両運搬具 | 1 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 1,317 | 1,386 |
| 土地 | 6,880 | 6,880 |
| リース資産 | 13 | 15 |
| 建設仮勘定 | 2,272 | 3,226 |
| 有形固定資産合計 | 22,286 | 23,088 |
| 無形固定資産 | | |
| 製造販売承認権 | 53,408 | 50,056 |
| ソフトウェア | 2,274 | 2,452 |
| その他 | 373 | 301 |
| 無形固定資産合計 | 56,054 | 52,809 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 42,983 | 28,074 |
| 関係会社株式及び出資金 | 42,122 | 65,124 |
| 繰延税金資産 | - | 1,959 |
| その他 | 1 4,210 | 1 4,320 |
| 投資その他の資産合計 | 89,315 | 99,476 |
| 固定資産合計 | 167,656 | 175,373 |
| 資産合計 | 334,659 | 299,363 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2016年3月31日) | 当事業年度 (2017年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 電子記録債務 | - | 1,313 |
| 買掛金 | 1 14,439 | 1 14,973 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 9,524 | 8,316 |
| 未払金 | 1 16,244 | 1 14,276 |
| 未払法人税等 | 19,913 | 2,184 |
| 未払消費税等 | 720 | 810 |
| 前受収益 | 324 | - |
| 賞与引当金 | 2,567 | 2,565 |
| その他 | 1 470 | 1 450 |
| 流動負債合計 | 64,201 | 44,887 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 12,914 | 7,598 |
| 退職給付引当金 | 728 | 716 |
| 資産除去債務 | 228 | 232 |
| 繰延税金負債 | 3,769 | - |
| その他 | 668 | 571 |
| 固定負債合計 | 18,307 | 9,117 |
| 負債合計 | 82,508 | 54,004 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 7,695 | 7,792 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,389 | 8,486 |
| その他資本剰余金 | 0 | - |
| 資本剰余金合計 | 8,389 | 8,486 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 1,551 | 1,551 |
| その他利益剰余金 | | |
| 退職給与積立金 | 372 | 372 |
| 別途積立金 | 89,109 | 89,109 |
| 繰越利益剰余金 | 125,665 | 127,588 |
| 利益剰余金合計 | 216,697 | 218,621 |
| 自己株式 | 24 | 10 |
| 株主資本合計 | 232,757 | 234,889 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 18,678 | 9,644 |
| 評価・換算差額等合計 | 18,678 | 9,644 |
| 新株予約権 | 716 | 825 |
| 純資産合計 | 252,151 | 245,358 |
| 負債純資産合計 | 334,659 | 299,363 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 156,117 | 1 156,968 |
| 売上原価 | 1 60,319 | 1 61,373 |
| 売上総利益 | 95,798 | 95,595 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 65,085 | 1, 2 64,284 |
| 営業利益 | 30,713 | 31,311 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 1 583 | 1 703 |
| 生命保険配当金 | 140 | 144 |
| 利用料収入 | 1 36 | 1 110 |
| その他 | 1 160 | 1 128 |
| 営業外収益合計 | 919 | 1,085 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 93 | 49 |
| 為替差損 | 832 | 1,714 |
| 減価償却費 | 105 | 95 |
| その他 | 52 | 160 |
| 営業外費用合計 | 1,082 | 2,019 |
| 経常利益 | 30,550 | 30,378 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産処分益 | 2 | 4 |
| 投資有価証券売却益 | 990 | 318 |
| 特別給付金戻入益 | - | 8 |
| 新株予約権戻入益 | - | 4 |
| 事業譲渡益 | 44,268 | - |
| 特別利益合計 | 45,259 | 333 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 481 | 29 |
| 減損損失 | 43 | 56 |
| 事業譲渡に伴う特別給付金 | 431 | - |
| 施設等入会金売却損 | - | 10 |
| 特別損失合計 | 955 | 95 |
| 税引前当期純利益 | 74,855 | 30,616 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 24,998 | 4,758 |
| 法人税等調整額 | 1,597 | 859 |
| 法人税等合計 | 23,401 | 5,617 |
| 当期純利益 | 51,454 | 24,999 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|--------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 退職給与積立金 | 特別償却準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 7,383 | 8,077 | 0 | 8,077 | 1,551 | 372 | 10 | 89,109 | 84,125 | 175,167 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 312 | 312 | | 312 | | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | - | | | | | 9,925 | 9,925 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | - | | | 10 | | 10 | - |
| 当期純利益 | | | | - | | | | | 51,454 | 51,454 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | - | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | 312 | 312 | - | 312 | - | - | 10 | - | 41,540 | 41,529 |
| 当期末残高 | 7,695 | 8,389 | 0 | 8,389 | 1,551 | 372 | - | 89,109 | 125,665 | 216,697 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------|---------|--------------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 18 | 190,609 | 12,049 | 12,049 | 553 | 203,211 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | 624 | | - | | 624 |
| 剰余金の配当 | | 9,925 | | - | | 9,925 |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | - | | - |
| 当期純利益 | | 51,454 | | - | | 51,454 |
| 自己株式の取得 | 5 | 5 | | - | | 5 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | - | 6,630 | 6,630 | 163 | 6,793 |
| 当期変動額合計 | 5 | 42,148 | 6,630 | 6,630 | 163 | 48,941 |
| 当期末残高 | 24 | 232,757 | 18,678 | 18,678 | 716 | 252,151 |

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 退職給与積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 7,695 | 8,389 | 0 | 8,389 | 1,551 | 372 | 89,109 | 125,665 | 216,697 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 97 | 97 | | 97 | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | - | | | | 10,751 | 10,751 |
| 当期純利益 | | | | - | | | | 24,999 | 24,999 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | | | - |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | - |
| 自己株式の消却 | | | 0 | 0 | | | | 12,325 | 12,325 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | - | | | | | - |
| 当期変動額合計 | 97 | 97 | 0 | 97 | - | - | - | 1,924 | 1,924 |
| 当期末残高 | 7,792 | 8,486 | - | 8,486 | 1,551 | 372 | 89,109 | 127,588 | 218,621 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------|---------|--------------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 24 | 232,757 | 18,678 | 18,678 | 716 | 252,151 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | 193 | | - | | 193 |
| 剰余金の配当 | | 10,751 | | - | | 10,751 |
| 当期純利益 | | 24,999 | | - | | 24,999 |
| 自己株式の取得 | 12,311 | 12,311 | | - | | 12,311 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | | - | | 0 |
| 自己株式の消却 | 12,325 | - | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | - | 9,034 | 9,034 | 110 | 8,925 |
| 当期変動額合計 | 14 | 2,131 | 9,034 | 9,034 | 110 | 6,793 |
| 当期末残高 | 10 | 234,889 | 9,644 | 9,644 | 825 | 245,358 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用.....均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生の上から費用処理しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「利用料収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた196百万円は、「利用料収入」36百万円、「その他」160百万円として組み替えています。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を、当事業年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

| | 前事業年度 (2016年3月31日) | 当事業年度 (2017年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 3,101百万円 | 2,929百万円 |
| 長期金銭債権 | 235 | 334 |
| 短期金銭債務 | 2,322 | 4,238 |

2 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

| | 前事業年度 (2016年3月31日) | 当事業年度 (2017年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 従業員(借入債務) | 43百万円 | 30百万円 |

3 輸出手形割引高

| | 前事業年度 (2016年3月31日) | 当事業年度 (2017年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 輸出手形割引高 | 22百万円 | -百万円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | 6,535百万円 | 7,875百万円 |
| 仕入高 | 2,018 | 2,256 |
| その他 | 14,684 | 16,186 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 44 | 119 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度40%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度60%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) | 当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 7,933百万円 | 7,630百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,504 | 1,488 |
| 退職給付費用 | 1,014 | 791 |
| 減価償却費 | 5,769 | 6,079 |
| 研究開発費 | 23,707 | 22,185 |

(有価証券関係)

前事業年度(2016年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 38,322百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2017年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 61,324百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2016年 3月31日) | 当事業年度 (2017年 3月31日) |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 2,508百万円 | 2,535百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 1,901 | 1,901 |
| 税務上の繰延資産 | 1,304 | 1,025 |
| 賞与引当金 | 783 | 781 |
| 前渡金 | 1,797 | 275 |
| 減価償却超過額 | 153 | 181 |
| 未払事業税等 | 1,277 | 179 |
| たな卸資産評価減 | 110 | 90 |
| 減損損失 | 73 | 69 |
| 前受収益 | 100 | - |
| その他 | 1,092 | 1,160 |
| 繰延税金資産小計 | 11,098 | 8,196 |
| 評価性引当額 | 2,041 | - |
| 繰延税金資産合計 | 9,056 | 8,196 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8,205 | 4,236 |
| その他 | 9 | 7 |
| 繰延税金負債合計 | 8,214 | 4,243 |
| 繰延税金資産 (負債) の純額 | 843 | 3,953 |

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2016年 3月31日) | 当事業年度 (2017年 3月31日) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 32.9% | 30.8% |
| (調整) | | |
| 試験研究費等の税額控除 | 2.6 | 5.8 |
| 永久に損金又は益金に算入されない項目 | 0.1 | 0.2 |
| 住民税均等割 | 0.1 | 0.3 |
| 評価性引当金の減少 | - | 6.7 |
| 税率変更による影響 | 0.6 | - |
| その他 | 0.2 | 0.5 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 31.3 | 18.3 |

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(吸収分割による事業承継)

当社は、2015年5月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業(以下、抗リウマチ薬事業)を、あゆみ製薬株式会社(旧 ヒュペリオンファーマ株式会社)(以下、あゆみ製薬)に対して承継(以下、本事業承継)させることを決議し、本事業承継に関し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該契約に基づく吸収分割(簡易吸収分割)は2015年8月3日に完了しました。

1. 事業承継の概要

(1) 本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬(DMARDs)市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すあゆみ製薬に承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life(QOL、生活の質)の向上に貢献できると考えています。

(2) 本事業承継の概要

会社分割の相手会社

あゆみ製薬株式会社

会社分割する事業の内容

抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業

吸収分割日

2015年8月3日

本会社分割の方式

当社を分割会社とし、あゆみ製薬を承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるあゆみ製薬は、2015年8月3日に、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付しました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

44,268百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当社が、本事業承継に基づき分割した資産、負債の帳簿価額は軽微です。

(3) 会計処理

抗リウマチ薬事業の帳簿価額と、本事業承継の対価として当社が受け取った現金との差額から、外部のアドバイザーに支払った報酬の額を差し引いた金額を移転損益として特別利益に計上しています。

3. 分割した事業が含まれていた報告セグメントの名称

医薬品事業

4. 損益計算書に計上されている分割した事業に係る損益の概算額

売上高 3,495百万円

営業利益 1,916百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|------------|-----------|--------|-------|-------------|-------|--------|---------|
| 有形 固定資産 | 建物 | 9,940 | 257 | 2 | 787 | 9,409 | 28,634 |
| | 構築物 | 140 | - | 1 | 19 | 120 | 1,459 |
| | 機械及び装置 | 1,723 | 736 | 21 | 387 | 2,051 | 8,818 |
| | 車両運搬具 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 88 |
| | 工具、器具及び備品 | 1,317 | 636 | 31 (30) | 536 | 1,386 | 9,247 |
| | 土地 | 6,880 | - | - | - | 6,880 | - |
| | リース資産 | 13 | 5 | - | 3 | 15 | 8 |
| | 建設仮勘定 | 2,272 | 1,827 | 873 (8) | - | 3,226 | - |
| | 計 | 22,286 | 3,462 | 928 (37) | 1,732 | 23,088 | 48,254 |
| 無形 固定資産 | 製造販売承認権 | 53,408 | 1,938 | - | 5,289 | 50,056 | - |
| | ソフトウェア | 2,274 | 1,011 | 22 (17) | 811 | 2,452 | - |
| | その他 | 373 | 701 | 772 (2) | 1 | 301 | - |
| | 計 | 56,054 | 3,650 | 794 (19) | 6,102 | 52,809 | - |

- (注) 1 「当期減少額」の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。
 2 「減価償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賞与引当金 | 2,567 | 2,565 | 2,567 | 2,565 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|---|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・買増し | |
| 取扱場所 | (特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取・買増手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.santen.co.jp/jp/pn |
| 株主に対する特典 | なし |

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を当社に対して売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

| | | | |
|-----------------------------------|--------------|--|-----------------------------|
| (1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書 | (第104期) | 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日 | 2016年6月24日 関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及び その添付書類 | (第104期) | 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日 | 2016年6月24日 関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書 | | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づくもの) | 2016年6月27日 関東財務局長に提出 |
| | | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(当社ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行)の規定に基づくもの) | 2016年8月2日 関東財務局長に提出 |
| | | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づくもの) | 2016年11月4日 関東財務局長に提出 |
| | | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づくもの) | 2016年12月19日 関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の 訂正報告書 | | | 2016年9月1日 関東財務局長に提出 |
| | | | 「2016年8月2日提出の臨時報告書」に係る訂正報告書 |
| (5) 四半期報告書 及び確認書 | (第105期第1四半期) | 自 2016年4月1日 至 2016年6月30日 | 2016年8月5日 関東財務局長に提出 |
| | (第105期第2四半期) | 自 2016年7月1日 至 2016年9月30日 | 2016年11月4日 関東財務局長に提出 |
| | (第105期第3四半期) | 自 2016年10月1日 至 2016年12月31日 | 2017年2月10日 関東財務局長に提出 |
| (6) 自己株券買付状況 報告書 | | 報告期間(自 2016年9月1日 至 2016年9月30日) | 2016年10月12日 |
| | | 報告期間(自 2016年10月1日 至 2016年10月31日) | 2016年11月14日 |
| | | 報告期間(自 2016年11月1日 至 2016年11月30日) | 2016年12月14日 関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月23日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻井 健太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南原 亨成

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、参天製薬株式会社の2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、参天製薬株式会社が2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月23日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻井 健太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南原 亨成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。